

第十九回国参议院厚生委员会会议录第二十五号

昭和二十九年四月九日(金曜日)午後一時四十分開会

出席者は左の通り。

委員長 上條 愛一君

理事 常岡 一郎君  
湯山 勇君

委員

高野 一夫君  
山口弥三郎君  
中山 壽彦君  
横山 フク君  
廣瀬 久忠君  
安部キミ子君  
堂森 芳夫君  
有馬 英二君

政府委員

自治庁財政部長 後藤 博君  
厚生省公衆衛生局長 楠本 正康君  
環境衛生部長 高田 正巳君  
厚生省業務局長 高田 正巳君  
事務局側

常任委員 草間 弘司君  
会専門員 多田 仁巳君  
会専門員 仁巳君  
説明員 厚生省業務局長 市川可知男君  
局麻薬課長

本日の会議に付した事件

○理事の補欠選任の件  
○清掃法案(内閣提出、衆議院送付)  
○あへん法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(上條愛一君) それでは只今から厚生委員会を開会いたします。

第八部 厚生委員会会議録第二十五号 昭和二十九年四月九日【参議院】

最初に、前理事の藤原道子君の後任理事互選を行いたいと存じます。

○安部キミ子君 理事互選の方法は、成規の手続を省略して、委員長の指名をせられんことの動議を提出いたしませんか。

○委員長(上條愛一君) 只今の安部委員の動議の通り、理事互選の方法は、成規の手続を省略いたしました。委員長指名とすることに御異議ございませんか。

○委員(上條愛一君) 御異議ないと認めます。それでは私から指名いたします。理事藤原道子君の後任として湯山勇君を理事に指名いたします。

○委員長(上條愛一君) それでは清掃法案を議題といたします。御質疑を願います。

○堂森芳夫君 楠本環境衛生部長にお尋ねしますが、現行法の汚物掃除法です、これは清掃法が成立しますと廃案になるわけですが、掃除監視吏員は汚物掃除法の第五条におきまして、「市ハ汚物掃除ノ施行及実況ヲ監視セシムル為必要ナル吏員ヲ置クベシ」と規定しております。この監視吏員の職務範囲は、同法第六条に土地の立入監視の規定され、更に同法施行規則第十条の規定、並びに第七条における執行の権能等より考慮しますと、今度の清掃法では環境指導員になりまして、非常に仕事が変わつて来ると思つて、それが、従来と変わると、まあ変わつて来るわけですが、従来の監視吏員というより

りな仕事を環境指導員が兼ねるといったしましても、保健所がない市においては、そういう指導員がないわけですが、そういうような保健所がないような市では一体どうなるんですか、御答弁願います。ちよつとどくどくしてわかりにくいかも知れませんが……

○政府委員(楠本正康君) お答えを申し上げます。成るほど現行汚物掃除法におきましては、只今御指摘の通り掃除監視吏員を置かざるで、これらの吏員に土地の立入り、或いは場合によつては代理執行の権限等を与えてあるわけでございます。而もこれが法律に基きまして置かれておるわけでありまして、ところが今回の清掃法案におきましては、かような市町村に置くべき一般市町村に対しては、何ら監視吏員を置くという規定はございません。併しなから、一方都道府県に對しましては清掃指導員を置く規定に相成つておりますが、ここで申上げたい点は、現行法におきまします掃除監視吏員は、これは市町村の設置すべきものであります。今回の清掃法案におきまします清掃指導員は都道府県に置くべき職員でございます。この間に何ら関係がないわけでございます。ただ今回新しく清掃指導員を府県に置くことになりましては、従来経験のある専門家を清掃指導員として任命をしたいというふうな関係で、或いは従来市に勤務いたしておりました監視吏員が、かようなほうに転ずる者があるかも知れませんが、本来はこれは関係のないもので

ございます。そこで問題は、現行法においてはかように市町村に吏員を置くことを強制しておるのに、新しい清掃法案においてはかような規定がないではないかという点に對して、確かにこれは御疑問のあるところだと存じますが、これは私もいろいろ熟考いたしました結果、市町村に對しましては清掃義務というものを基本的に義務付けておきます。併しながら市町村は自治体は地方の自治団体でございますので、これらの内容の、作業のやり方等につきましては法で規制をする、特に職員の設置を市町村に對して法で強制するということとは、地方自治の建前から必ずしも妥当な線ではあるまい、かような結論に基きまして、あえてこれを削除したわけでございます。従つて今後はこれらの監視吏員の設置は、法律の建前から申しますと自由ということに相成りますが、併しながら今回の清掃法におきましては、市町村に對して清掃義務を強く義務付けておきますので、市町村は一層あらゆる面から熱心に清掃事業をしてくれるものと期待をしております。そこで従来多数の監視吏員がおつた、或いはその下に多数の工夫がおつたというふうな事態は当然縮小してしまふというふうな事態は当然生じないという一つの考え方に出發しておられます。

な。おこれらの問題に關しましては、行政指導としては法律で強制しなくても、十分に市町村を指導しなければなりませんので、私もどもいたしましては、今後たといこの吏員の設置が義務付けられなくても、市町村はよりよくこれらの職員の充實を図り、その素質の向上を図つてくれることを期待いたしておる次第でございます。なおこれらの問題に關しましては、改正法の清掃法におきましては、総合的な義務といたしまして、第二条に市町村の義務の中に明記してある次第でございます。甚だ説明が廻つてくるので、かような考え方に立つて法案を整理した次第でございます。

○堂森芳夫君 そうしますと、厚生省は清掃法の第二条で市町村に強い義務付けをしておるから、当然従来汚物掃除法の規定しておつたそういうふうないろいろな措置は当然撤する義務がある、こういうふうな御解釈になるわけです。実際のところ、厚生省当局は市に對して何か条例などをきめて、そうしてこの清掃法について、従来汚物掃除法でやつていたと同じような何かこういう指導的な努力をされる、こういうわけでございますか。

○政府委員(楠本正康君) 全く御指摘の通りでございます。今後私どもは立派な条例を作りまして、それらの市が必要なる職員を置いて清掃事業に努力することを行政指導として十分に徹底したい、かような所存でございます。

○堂森芳夫君 もう一つお尋ねしておきたいのですが、環境衛生指導員ですね、それは一体どんな人か、というこ

りませんので、私もどもいたしましては、今後たといこの吏員の設置が義務付けられなくても、市町村はよりよくこれらの職員の充實を図り、その素質の向上を図つてくれることを期待いたしておる次第でございます。なおこれらの問題に關しましては、改正法の清掃法におきましては、総合的な義務といたしまして、第二条に市町村の義務の中に明記してある次第でございます。甚だ説明が廻つてくるので、かような考え方に立つて法案を整理した次第でございます。

○堂森芳夫君 そうしますと、厚生省は清掃法の第二条で市町村に強い義務付けをしておるから、当然従来汚物掃除法の規定しておつたそういうふうないろいろな措置は当然撤する義務がある、こういうふうな御解釈になるわけです。実際のところ、厚生省当局は市に對して何か条例などをきめて、そうしてこの清掃法について、従来汚物掃除法でやつていたと同じような何かこういう指導的な努力をされる、こういうわけでございますか。

○政府委員(楠本正康君) 全く御指摘の通りでございます。今後私どもは立派な条例を作りまして、それらの市が必要なる職員を置いて清掃事業に努力することを行政指導として十分に徹底したい、かような所存でございます。

○堂森芳夫君 もう一つお尋ねしておきたいのですが、環境衛生指導員ですね、それは一体どんな人か、というこ

りませんので、私もどもいたしましては、今後たといこの吏員の設置が義務付けられなくても、市町村はよりよくこれらの職員の充實を図り、その素質の向上を図つてくれることを期待いたしておる次第でございます。なおこれらの問題に關しましては、改正法の清掃法におきましては、総合的な義務といたしまして、第二条に市町村の義務の中に明記してある次第でございます。甚だ説明が廻つてくるので、かような考え方に立つて法案を整理した次第でございます。

○堂森芳夫君 そうしますと、厚生省は清掃法の第二条で市町村に強い義務付けをしておるから、当然従来汚物掃除法の規定しておつたそういうふうないろいろな措置は当然撤する義務がある、こういうふうな御解釈になるわけです。実際のところ、厚生省当局は市に對して何か条例などをきめて、そうしてこの清掃法について、従来汚物掃除法でやつていたと同じような何かこういう指導的な努力をされる、こういうわけでございますか。

○政府委員(楠本正康君) 全く御指摘の通りでございます。今後私どもは立派な条例を作りまして、それらの市が必要なる職員を置いて清掃事業に努力することを行政指導として十分に徹底したい、かような所存でございます。

とはどのような履歴というか、学識というか、そういう一つの資格をあなたがたは描いておられてきめておられるか、その点一つ。

○政府委員(楠本正彦君) 今後清掃事業というものはいろいろな面から衛生工学を基盤といたしました技術行政として進展して行くべきものと考えておりますので、清掃指導員は、これは勿論技術者として清掃事業の指導に当るのが建前でございます。従いまして私どもとして清掃の内容として目下考えております点は、目下は差当り例えば清掃事業に何年以上携つて、公衆衛生院等で行います国の指定いたしましたコースを終えた者、或いは医師等で従来これらの業務に若干期間従事しておつた者、或いは大学の工学部を卒業した者、或いは薬剤師或いはその他の技術者で従来かような職業に若干の経験を持つておつた者というふうなふうに取りあえずは考えたいと存じております。併しながら将来逐次その政令を改正いたしまして、将来におきましては、相当高度の技術者を以て充実にしたいという希望は持つております。併し差当りは現在従事しておつた者、或いは若干の公衆衛生院等のコースを経た者というふうな、極めて実情に即して考えておる次第であります。

○堂森芳夫君 以上であります。

○委員長(上條愛一君) それではちょっと速記をやめて下さい。

午後一時五十八分速記中止

午後三時三分速記開始

○委員長(上條愛一君) 速記を始めて下さい。

清掃法案は本日はこの程度にしまして、次にあへん法案を議題といたしましす。御質疑を願います。

○高野一夫君 私ば勉強してないので、変な質問かも知れませんが、麻薬取締官、麻薬取締員とあへん監視員というものの関係はどうなりますか、例えば麻薬取締官があへん栽培者なんかの所へ行つて取締ることができるとかどうか。又あへん監視員があへん監視のためにたまたま麻薬法違反のいろいろな事件にぶつつかつた場合にその取締りができるかどうか。その辺の関係は何かはつきり区別しておりますか。

○政府委員(高田正巳君) 麻薬取締官、それから麻薬取締員、それから薬事監視員、そういうふうなものの中からあへん監視員の指定をいたすわけであります。厚生大臣又は都道府県知事が指定したことになりますが、それがあへん監視員と称する係員は新しく設置されるわけじゃございませんので、そういうふうな他の職員にありませぬ者であへん監視員というふうなにして、そういうあへんの取締に從事させる、こういうことに相成るわけでありませぬ。

○高野一夫君 そうすると、その中からあへん監視員を特別に選定するとすれば、例えば一方において麻薬取締官であり、一方においてあへん監視員になる、こういうわけですか。或いは一方において薬事監視員であり一方にお

いてあへん監視員になる、こういうことになるわけですか。

○政府委員(高田正巳君) さようでございませぬ。麻薬取締官なり、麻薬取締員なり薬事監視員の中から一定の者を指定してあへん監視員、こういうことになるわけでございますから、その人間は片一方において麻薬取締官であり、薬事監視員であり、而もあへん監視員という職務を持つわけでありませぬ。それは、今申上げましたのは、行政取締りの面でございます。条文中で申しますと四十四条の辺の問題でございます。これは麻薬取締官並びに麻薬取締員が両方をやる。麻薬につきましても、あへんにつきましてもやる、こういう恰好になるわけでありませぬ。

○高野一夫君 そうすると、その麻薬取締官があへん監視員を兼ねた場合と、薬事監視員があへん監視員を兼ねた場合とはやり方が違つて来るわけですか。

○政府委員(高田正巳君) はあ。御質問の御趣旨を或いは取違えておるかも知れませぬが、薬事監視員があへん監視員を兼ねておりました場合には、これはいづれも行政取締りの権限しか持つておりませぬ。従つて司法警察権は持たないという風に相成るわけでありませぬ。

○高野一夫君 それじゃそのあへん監視員のところで一つお尋ねしますが、そうしますと、やはり麻薬取締官、司法警察権を持つたものをあへん監視員に兼ねさせるほうが取締りは適

切じやないかと思ひますが、それとも人致の關係もあるわけでしょうか、多くは薬事監視員から選定することになりますか。大部分は麻薬取締官を兼ねさせることになりませぬか。大体考えておいでになる構想はどういうふうなところですか。

○政府委員(高田正巳君) 麻薬取締官並びに麻薬取締員は私の只今考えておりますところでは、特別の例外は或いはあるかも知れませんが、全部をあへん監視員としたい、かように考えております。併しそれだけでは御承知のように二百五十人と百人でございますから、人数が二百五十人ということになりまして、不十分であるかも知れな

り、そういうような場合に行政取締りの完璧を期する必要ありというふうな場合には薬事監視員の中から任命して参りたい、かようなつもりでございます。

○高野一夫君 大体けしの栽培を許可するということになつて、これは實際問題としてどれだけの反別を取りあえず想定しておられるわけですか。どれくらい作らせれば取りあえず間に合ふ、国内市場に十分供給ができるというふうな考えられますか。

○政府委員(高田正巳君) これは衆議院の厚生委員会でもさうな御質問もあつたわけでございませぬが、結論を先に申上げますが、当面の私どもの考へておいたしましては、今回あへん法をお願ひを申上げまして、けしの栽培ができるということに建前をいたして頂

非常に広い範囲においてけしの栽培を再開いたして行くつもりはないのでございませぬ。と申しますのは、万一の栽培によつて上りましたあへんが横流れをいたしましたり何かいたしまして、まあいわゆる密売の対象になるというふうなことにでもなると、これは相當な問題でございます。又國際間の何と申しますか、あへんの問題、麻薬の問題につきましては、終戦前まで日本は國際間におきまして非常に不信用を買つておつたのであります。終戦後つとこの問題につきましては次第に信用を回復して参りまして、そこにけしの栽培を再開して、それが又いろいろと不正なほうに流れたりなんかするといふようなことになりませぬ、國際間の信用というふうなことも關係をいたしまするので、私どもといたしましては、取締りのできる程度、我々の取締りの能力の限度において再開をいたして参りたい、大体そういうふうな気持ちでおるわけでありませぬ。この点につきましては、衆議院の厚生委員会におきまして、非常に覚醒剤等の中毒化が非常に大問題として叫ばれておる折から、又かようなけしの栽培を再開いたすといふふうなことによつて、勿論これは外貨の節約等というふうなものであるけれども、まあどんなものであろうといふふうな非常に御心配なさる観点からの御質問も非常にたくさんあつたのでございませぬ。その場合に、私今申上げましたような私どもの只今の方針というものを縷々御説明を申上げまして、十分御了解

切じやないかと思ひますが、それとも人致の關係もあるわけでしょうか、多くは薬事監視員から選定することになりますか。大部分は麻薬取締官を兼ねさせることになりませぬか。大体考えておいでになる構想はどういうふうなところですか。

○政府委員(高田正巳君) 麻薬取締官並びに麻薬取締員は私の只今考えておりますところでは、特別の例外は或いはあるかも知れませんが、全部をあへん監視員としたい、かように考えております。併しそれだけでは御承知のように二百五十人と百人でございますから、人数が二百五十人ということになりまして、不十分であるかも知れな

り、そういうような場合に行政取締りの完璧を期する必要ありというふうな場合には薬事監視員の中から任命して参りたい、かようなつもりでございます。

○高野一夫君 大体けしの栽培を許可するということになつて、これは實際問題としてどれだけの反別を取りあえず想定しておられるわけですか。どれくらい作らせれば取りあえず間に合ふ、国内市場に十分供給ができるというふうな考えられますか。

○政府委員(高田正巳君) これは衆議院の厚生委員会でもさうな御質問もあつたわけでございませぬが、結論を先に申上げますが、当面の私どもの考へておいたしましては、今回あへん法をお願ひを申上げまして、けしの栽培ができるということに建前をいたして頂

切じやないかと思ひますが、それとも人致の關係もあるわけでしょうか、多くは薬事監視員から選定することになりますか。大部分は麻薬取締官を兼ねさせることになりませぬか。大体考えておいでになる構想はどういうふうなところですか。

○政府委員(高田正巳君) 麻薬取締官並びに麻薬取締員は私の只今考えておりますところでは、特別の例外は或いはあるかも知れませんが、全部をあへん監視員としたい、かように考えております。併しそれだけでは御承知のように二百五十人と百人でございますから、人数が二百五十人ということになりまして、不十分であるかも知れな

り、そういうような場合に行政取締りの完璧を期する必要ありというふうな場合には薬事監視員の中から任命して参りたい、かようなつもりでございます。

○高野一夫君 大体けしの栽培を許可するということになつて、これは實際問題としてどれだけの反別を取りあえず想定しておられるわけですか。どれくらい作らせれば取りあえず間に合ふ、国内市場に十分供給ができるというふうな考えられますか。

○政府委員(高田正巳君) これは衆議院の厚生委員会でもさうな御質問もあつたわけでございませぬが、結論を先に申上げますが、当面の私どもの考へておいたしましては、今回あへん法をお願ひを申上げまして、けしの栽培ができるということに建前をいたして頂

切じやないかと思ひますが、それとも人致の關係もあるわけでしょうか、多くは薬事監視員から選定することになりますか。大部分は麻薬取締官を兼ねさせることになりませぬか。大体考えておいでになる構想はどういうふうなところですか。

○政府委員(高田正巳君) 麻薬取締官並びに麻薬取締員は私の只今考えておりますところでは、特別の例外は或いはあるかも知れませんが、全部をあへん監視員としたい、かように考えております。併しそれだけでは御承知のように二百五十人と百人でございますから、人数が二百五十人ということになりまして、不十分であるかも知れな

り、そういうような場合に行政取締りの完璧を期する必要ありというふうな場合には薬事監視員の中から任命して参りたい、かようなつもりでございます。

○高野一夫君 大体けしの栽培を許可するということになつて、これは實際問題としてどれだけの反別を取りあえず想定しておられるわけですか。どれくらい作らせれば取りあえず間に合ふ、国内市場に十分供給ができるというふうな考えられますか。

○政府委員(高田正巳君) これは衆議院の厚生委員会でもさうな御質問もあつたわけでございませぬが、結論を先に申上げますが、当面の私どもの考へておいたしましては、今回あへん法をお願ひを申上げまして、けしの栽培ができるということに建前をいたして頂

を得たわけなのでありますが、従いまして、只今私どもが考えておりますことは、この第何条でございますか、地区並びに面積を厚生大臣が指定することになっております。その地区並びに面積につきましては、大体立地条件等を勘案いたしまして、曾つてけしの栽培を盛んにやつておつた、そういうふうな所を大体重点として考えまして、而もその耕作反別は徐々に拡げて参る、その実際に栽培をいたしました結果とよく睨み合せながら徐々に拡げて参りたい、かように考えておるわけでございます。このことは今のような方針、私どもの行政方針から要請されるところでもありますと同時に、又実際問題といたしまして、けしの栽培をやめましてから、もう八、九年たつておりますので、戦前のようないい品種が直ちに期待できるかどうかというふうなことも相当問題でございます。するし、それから栽培技術というふうな点につきましても、そうこの技術に熟達した人がほゞなくに求められるわけでもない。まあさうなことから実際問題としてもう急激に広い範囲においてこの栽培を再開して参るといふふうなことはできないのではないかと、まあかように考えておるわけでありませう。ちよつと前にも予算の説明のときにごさうございましたか、この委員会で話申上げたことがあるのでございませうが、大体戦前におきまして、日本が一番たくさん耕作をいたしておりましたときが千五、六百町歩、これが最高であるようにまあ私ども聞いておるわけ

であります。この程度になります。これはなかなかさう急激には参らない。今申上げたような諸般の事情を勘案して徐々に区域を拡げて参りたい、まあかような方針でおるわけでございます。従いまして、来年この法律が通りまして、差向き問題になりますのは本年度、今年の秋に種を蒔きます場合に、まあどのくらいにするかということを含めなければならぬ、今何町歩ということをお正しくは考えておりませぬけれども、大体和歌山とか大阪とか、戦前やつておりました所で、先ず全国を通じて何と申しますか何百町歩、百町歩になりますか、二百町歩になりますか、三百町歩になりますか、まあその辺の極く僅かな耕作反別ということに相成つておるものと今のところでは予想をいたしておるわけでございます。

○高野一夫君 それでは数字的に何伺いたしますが、現在日本においては国内需要、消費のためにこのあへんとしてどれくらい必要でございますか。そしてそれが全部そのままつくりその数量が輸入されて賄つておられるわけでございますが、そうすると、その輸入の数量と金額は……。

○政府委員(高田正巳君) 戦前の我が国におきますあへんの消費量は大体三十五トンから四十トンくらいのところを消費いたしておりました。昭和十六年であつたかと記憶いたしますが、最高がこれが五十五トンくらいまで消費をいたしておりました。併し終戦後になりまして、これはいろいろ事情から

らでございますが、非常に減りました。只今までの、一昨年度までの状況は非常に少ございまして、五トン乃至十トンというところで実はやつて参つたわけでございます。これにはいろいろ事情がございますのであります。それが、それが昨年の四月に現行の麻薬取締法が改正になり、施行いたされまして、麻薬の取締りにつきまして、前の麻薬取締法がつておりましたような非常に苛酷な、まあいわば行過ぎたような扱い、非常に窮屈な扱いというものを勘案いたしました。従いまして麻薬の使用量というものも非常に殖えて参りまして、昨年度の状況は約二十五トン消費いたしました。で大体だんだんと平常な消費量に近づいておるものと昨年の状況から考えております。

それで私も今後の見通しといたしましては、まあ二十五トン乃至三十トンくらいのところが大體の消費量に相成るのではあるまいか、或いはそれ以上に参るかも知れませぬけれども、その程度でありますれば、少くともこの医療に、重要な医療に事欠くことはない。大体こういう見通しを持つております。

それで然らば今日の、今来年の需給の見通しはどうかということでございますが、私も只今国内に保有いたしておきますあへんは十トンくらいでございます。それで予算で御審議を頂きましたように、輸入をいたしましておきます。これで大体一〇〇〇含有とい

たしまして、十六、七トンくらい買えるのじやないかと、これはまだ商談をいたしておりませぬので、正確なところはわかりませぬけれども、十六トンくらいは大體買えるのじやあるまいか。そういたしますと、今年度二十五、六トンのものは確保いたすということになりますので、今年度のこのあへんといましては、何とか窮屈ではありますけれども、やつて参れるものと、かような見通しをいたしておるわけでございます。

○高野一夫君 そうすると、現在はそれを全部需要量を輸入で賄つておるわけですが、大体二十五トン乃至三十トンというものが平均一カ年の需要量であるとすれば、これは全部国内で賄うといつたしますれば、どれくらい町歩が必要ですか。千五百乃至千六百が戦前の最高町歩であつたというお話でしたが、どれくらい反別を植えさせれば、二十五トン乃至三十トンのあへんの需要が国内において賄えるかどうか。

○政府委員(高田正巳君) これはそのけしのでき工合、その品種がどの程度あへんを含有しているかというふうなこともいろいろ影響するわけでございますが、大体戦前の程度に参るものと仮定をいたしますれば、千五百町歩、二千町歩くらいを必要とするのではあるまいか。これは細かい計算をいたしておりませぬけれども、大体の大まかな数字といたしましては、その程

度の耕作反別を必要とするものだと考えております。

○高野一夫君 私ばかり質問して申訳ありませんが、麻薬課長にお伺いしたいのですが、私先般公安調査庁の長官やその他の人においでを願つて、ここでいろいろお話を伺つたことがあるんですが、中共から日本に密輸されるあへんのままの数量というものは、この三十トンとかいうふうなものでなくして、密輸の量が相当莫大に上つていられないかと想定をされておるのではありませんが、数字も挙げられましたが、ここに記録をしたメモを持つて来ておりましたので、忘れましたが、そういう点について何か取締上扱われたことがありますが、密輸に對して……。

○説明員(市川可知男君) お答え申上げます。中共からの密輸につきましては、情報は多数ございますし、又国連におきましても、アメリカ側、ソ連側からそれについての事実であると無実であるとかいふ議論があるのでありますが、私どものほうで現在取締りをやつておる点から言いますと、香港経由でヘロインが相当入つておるように入るのであります。事実相当量のものを港その他で挙げておるのでありますから、これは向うの中共の政府その他と關係があるかどうかということはまだはつきりつかないのではありませんが、現実には大陸から相当のヘロインが入つておるということははつきりしておるのであります。

なお、あへんにつきましては、あへんそのもので入る例は極めて少いのでありまして、年々極く僅かなあへんは入つておるのでありますが、大部分のものはヘロインという形で入つて来ております。

○谷口弥三郎君 大体只今のお話でよくわかりましたが、このあへん法を見ますと、甲種研究栽培者というのがありますが、この乙種というのもござい

○政府委員(高田正巳君) ございませう。第三条のところに定義がございまして、第三条の第六号が甲種でござい

○谷口弥三郎君 只今のお話もござい

○政府委員(高田正巳君) 大体戦前の

す。それで従いまして品種といたしましても、御承知のように一貫種という

○谷口弥三郎君 そうしますと、大体

○政府委員(高田正巳君) まあ大体そ

○谷口弥三郎君 もう一つ伺います。

○政府委員(高田正巳君) 土地柄がど

○政府委員(高田正巳君) 御尤もな御

皇に、田圃に鋤き込むというふうなこ

○湯山勇君 この法律の条文の中で

○政府委員(高田正巳君) 御尤もな御

○政府委員(高田正巳君) 御尤もな御

○政府委員(高田正巳君) 御尤もな御

○政府委員(高田正巳君) 御尤もな御

了解頂けると思つておりますが、

○政府委員(高田正巳君) 御尤もな御

○政府委員(高田正巳君) 御尤もな御

○政府委員(高田正巳君) 御尤もな御

○政府委員(高田正巳君) 御尤もな御

○政府委員(高田正巳君) 御尤もな御

のはどうしてもこれはやつて頂かな

○委員(長(上條愛一君) それでは本

○委員(長(上條愛一君) それでは本

○委員(長(上條愛一君) それでは本

○委員(長(上條愛一君) それでは本

○委員(長(上條愛一君) それでは本

第二節 被保険者期間(第十九条)

第三節 標準報酬(第二十条) 第二十六条

第四節 届出、記録等(第二十七、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百)

第三章 保険給付

第一節 通則(第三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百)

第二節 老齢年金(第四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百)

第三節 障害年金及び障害手当金(第四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百)

第四節 遺族年金(第五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百)

第五節 脱退手当金(第六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百)

第六節 保険給付の制限(第七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百)

第四章 福祉施設(第七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百)

第五章 費用の負担(第八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百)

第六章 審査の請求(第九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百)

第七章 雑則(第九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百)

第八章 罰則(第九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百)

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、労働者の老齢、廃疾、死亡又は脱退について保険給付を行い、労働者及びその

遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(管掌) 第二条 厚生年金保険は、政府が、管掌する。

(用語の定義) 第三条 この法律において、左の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 第一種被保険者 男子である被保険者であつて、第三種被保険者及び第四種被保険者以外のものをいう。

二 第二種被保険者 女子である被保険者であつて、第四種被保険者以外のものをいう。

三 第三種被保険者 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第四条に規定する事業の事業場(以下単に「事業所」という。)を適用事業所として、第四種被保険者以外のものをいう。

四 第四種被保険者 第十五条第一項の規定によつて被保険者となつた者をいう。

五 報酬 賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が、労働の対償として受けるすべてのものをいう。但し、臨時に受けるもの及び三箇月をこえる期間ごとに受けるものは、この限りでない。

2 この法律において、「配偶者」、「夫」及び「妻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。

(権限の委任) 第四条 この法律に規定する厚生大臣の権限の一部は、政令の定めるところにより、都道府県知事に委任することができる。

第五章 厚生大臣は、厚生年金保険事業の運営に關し、その大綱につき、あらかじめ、社会保険審議会に諮問するものとする。

第二章 被保険者

第一節 資格

(適用事業所) 第六条 左の各号の一に該当する事業所又は事務所(以下単に「事業所」という。)を適用事業所とする。

一 左に掲げる事業の事業所又は事務所であつて、常時五人以上の従業員を使用するもの

イ 物の製造、加工、選別、包装、修理又は解体の事業

ロ 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業

ハ 鉱物の採掘又は採取の事業

ホ 貨物又は旅客の運送の事業

ヘ 貨物積みおろしの事業

ト 焼却、清掃又は殺の事業

チ 物の販売又は配給の事業

リ 金融又は保険の事業

ル 物の保管又は賃貸の事業

レ 媒介の事業

ロ 集金、案内又は広告の事業

ヲ 教育、研究又は調査の事業

カ 疾病の治療、助産その他医療の事業

コ 通信又は報道の事業

ク 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)に定め

る社会福祉事業及び更生緊急保護法(昭和二十五年法律第二百三十三号)に定める更生保護事業

二 前号に掲げるもののほか、国、地方公共団体又は法人の事務所であつて、常時五人以上の従業員を使用するもの

2 前項の事業以外の事業所の事業主は、都道府県知事の認可を受けて、当該事業所を適用事業所とすることができる。

3 前項の認可を受けようとするときは、当該事業所の事業主は、当該事業所に使用される者(第十二条に規定する者を除く)の二分の一以上の同意を得て、都道府県知事に申請しなければならない。

第七条 前条第一項第一号又は第二号の適用事業所が、それぞれ当該

各号に該当しなくなつたときは、その事業所について同条第二項の認可があつたものとみなす。

第八条 第六条第二項の適用事業所の事業主は、都道府県知事の認可を受けて、当該事業所を適用事業所とすることができる。

2 前項の認可を受けようとするときは、当該事業所の事業主は、当該事業所に使用される者(第十二条に規定する者を除く)の四分の三以上の同意を得て、都道府県知事に申請しなければならない。

(被保険者) 第九条 適用事業所に使用される者は、厚生年金保険の被保険者とする。

第十条 適用事業所以外の事業所に使用される者は、都道府県知事の認可を受けて、厚生年金保険の被保険者となることができる。

2 前項の認可を受けるには、その事業所の事業主の同意を得なければならない。

第十一条 前条の規定による被保険者は、都道府県知事の認可を受けて、被保険者の資格を喪失することができない。

(適用除外) 第十二条 左の各号の一に該当する者は、第九条及び第十条第一項の

規定にかかわらず、厚生年金保険の被保険者としてしない。  
 一 国、地方公共団体又は法人に使用される者であつて、左に掲げるもの  
 イ 恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十九条に規定する公務員及び同条に規定する公務員とみなされる者  
 ロ 法律によつて組織された公共組合の組合員  
 ハ 地方公共団体の吏員  
 ニ 地方公共団体の事務所で使用される者  
 ホ 地方公共団体が行う第六条第一項第一号から第三号に掲げる事業の事業所に使用される者  
 二 船員保険の被保険者  
 三 臨時に使用される者であつて、左に掲げるもの。但し、イに掲げる者にあつては一箇月をこえ、ロに掲げる者にあつては所定の期間をこえ、引き続き使用されるに至つた場合を除く。  
 イ 日雇い入れられる者  
 ロ 二箇月以内の期間を定めて使用される者  
 四 所在地が一定しない事業所に使用される者  
 五 季節的業務に使用される者。但し、継続して四箇月をこえて使用されるべき場合は、この限りでない。  
 六 臨時的事業の事業所に使用される者。但し、継続して六箇月をこえて使用されるべき場合は、この限りでない。  
 第十三条 第九条の規定による被保

険者は、適用事業所に使用されるに至つた日若しくはその使用される事業所が適用事業所となつた日又は前条の規定に該当しなくなつた日に、被保険者の資格を取得する。  
 2 第十条第一項の規定による被保険者は、同条同項の認可があつた日に、被保険者の資格を取得する。  
 （資格喪失の時期）  
 第十四条 第九条又は第十条第一項の規定による被保険者は、左の各号の一に該当するに至つた日の翌日（その事実があつた日にさらに前条に該当するに至つたときは、その日）に、被保険者の資格を喪失する。  
 一 死亡したとき。  
 二 その事業所に使用されなくなつたとき。  
 三 第八条第一項又は第十一条の認可があつたとき。  
 四 第十二条の規定に該当するに至つたとき。  
 （第四種被保険者）  
 第十五条 被保険者期間が十年以上である者が、被保険者でなくなつた場合において、老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしていないときは、その者は、都道府県知事に申し出て、被保険者となることができる。  
 2 前項の申出は、被保険者の資格を喪失した日から起算して三箇月以内になければならない。但し、都道府県知事は、正当な事由があると認めるときは、その期間を経過した後の申出があつても、受理することができる。  
 3 第一項の申出をした者は、その

申出が受理されたときは、最後に被保険者の資格を喪失した日にさかのぼつて、被保険者の資格を得るものとする。  
 4 前項の者が、はじめて納付すべき保険料を滞納し、第八十六条第一項の規定による指定の期限まで、その保険料を納付しないときは、第一項の規定による被保険者とならなかつたものとみなす。  
 第十六条 第四種被保険者は、いつでも、都道府県知事に申し出て、被保険者の資格を喪失することができる。  
 第十七条 第四種被保険者は、左の各号の一に該当するに至つた日の翌日（第三号に該当するに至つたときは、その日）に、被保険者の資格を喪失する。  
 一 死亡したとき。  
 二 第四十二条第一項各号のいずれかに規定する被保険者期間を満たしたとき。  
 三 第九条又は第十条第一項の規定による被保険者となつたとき。  
 四 前条の申出が受理されたとき。  
 五 保険料（はじめて納付すべき保険料を除く）を滞納し、第八十六条第一項の規定による指定の期限までに、その保険料を納付しないとき。  
 （資格の得喪及び種別の変更の確認）  
 第十八条 被保険者の資格の取得及び喪失並びに被保険者の種別の変更は、都道府県知事の確認によつて、その効力を生ずる。但し、第十条第一項の規定による被保険者の資格の取得、第十四条第三号に該当したことによる被保険者の資

格の喪失並びに第四種被保険者の資格の取得及び喪失は、この限りでない。  
 2 前項の確認は、第二十七条の規定による届出若しくは第三十一条第一項の規定による請求により、又は職権で行ふものとする。  
 第二節 被保険者期間  
 第十九条 被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。  
 2 被保険者の資格を取得した月にその資格を喪失したときは、その月を一箇月として被保険者期間に算入する。但し、その月にさらに被保険者の資格を取得したときは、この限りでない。  
 3 第三種被保険者であつた期間につき被保険者期間を計算する場合

には、前二項の規定にかかわらず、これらの規定によつて計算した期間に三分の四を乗じて得た期間をもつて被保険者期間とする。  
 4 前項の規定の適用については、被保険者の種別に変更があつた月は、変更後の種別の被保険者であつた月とみなす。同一の月において、二回以上にわたり被保険者の種別に変更があつたときは、その月は、最後の種別の被保険者であつた月とみなす。  
 5 被保険者の資格を喪失した後、さらにその資格を取得した者については、前後の被保険者期間を合算する。  
 第三節 標準報酬  
 第二十条 標準報酬は、被保険者の報酬月額に基き、左の区別によつて定める。

標準報酬等級	標準報酬月額	報酬月額
第一級	三、〇〇〇円	三、五〇〇円未満
第二級	四、〇〇〇円	三、五〇〇円以上
第三級	五、〇〇〇円	四、五〇〇円以上
第四級	六、〇〇〇円	五、五〇〇円以上
第五級	七、〇〇〇円	六、五〇〇円以上
第六級	八、〇〇〇円	七、五〇〇円以上
第七級	九、〇〇〇円	八、五〇〇円以上
第八級	一〇、〇〇〇円	九、五〇〇円以上
第九級	一一、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円以上
第一〇級	一二、〇〇〇円	一〇、五〇〇円以上
第一一級	一三、〇〇〇円	一一、〇〇〇円以上
第一二級	一四、〇〇〇円	一一、五〇〇円以上
第一三級	一五、〇〇〇円	一二、〇〇〇円以上
第一四級	一六、〇〇〇円	一二、五〇〇円以上
第一五級	一七、〇〇〇円	一三、〇〇〇円以上
第一六級	一八、〇〇〇円	一三、五〇〇円以上
第一七級	一九、〇〇〇円	一四、〇〇〇円以上
第一八級	二〇、〇〇〇円	一四、五〇〇円以上
第一九級	二一、〇〇〇円	一五、〇〇〇円以上
第二〇級	二二、〇〇〇円	一五、五〇〇円以上
第二一級	二三、〇〇〇円	一六、〇〇〇円以上
第二二級	二四、〇〇〇円	一六、五〇〇円以上
第二三級	二五、〇〇〇円	一七、〇〇〇円以上
第二四級	二六、〇〇〇円	一七、五〇〇円以上
第二五級	二七、〇〇〇円	一八、〇〇〇円以上
第二六級	二八、〇〇〇円	一八、五〇〇円以上
第二七級	二九、〇〇〇円	一九、〇〇〇円以上
第二八級	三〇、〇〇〇円	一九、五〇〇円以上
第二九級	三一、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円以上
第三〇級	三二、〇〇〇円	二〇、五〇〇円以上
第三一級	三三、〇〇〇円	二一、〇〇〇円以上
第三二級	三四、〇〇〇円	二一、五〇〇円以上
第三三級	三五、〇〇〇円	二二、〇〇〇円以上
第三四級	三六、〇〇〇円	二二、五〇〇円以上
第三五級	三七、〇〇〇円	二三、〇〇〇円以上
第三六級	三八、〇〇〇円	二三、五〇〇円以上
第三七級	三九、〇〇〇円	二四、〇〇〇円以上
第三八級	四〇、〇〇〇円	二四、五〇〇円以上
第三九級	四一、〇〇〇円	二五、〇〇〇円以上
第四〇級	四二、〇〇〇円	二五、五〇〇円以上
第四一級	四三、〇〇〇円	二六、〇〇〇円以上
第四二級	四四、〇〇〇円	二六、五〇〇円以上
第四三級	四五、〇〇〇円	二七、〇〇〇円以上
第四四級	四六、〇〇〇円	二七、五〇〇円以上
第四五級	四七、〇〇〇円	二八、〇〇〇円以上
第四六級	四八、〇〇〇円	二八、五〇〇円以上
第四七級	四九、〇〇〇円	二九、〇〇〇円以上
第四八級	五〇、〇〇〇円	二九、五〇〇円以上
第四九級	五一、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円以上
第五〇級	五二、〇〇〇円	三〇、五〇〇円以上
第五一級	五三、〇〇〇円	三一、〇〇〇円以上
第五二級	五四、〇〇〇円	三一、五〇〇円以上
第五三級	五五、〇〇〇円	三二、〇〇〇円以上
第五四級	五六、〇〇〇円	三二、五〇〇円以上
第五五級	五七、〇〇〇円	三三、〇〇〇円以上
第五六級	五八、〇〇〇円	三三、五〇〇円以上
第五七級	五九、〇〇〇円	三四、〇〇〇円以上
第五八級	六〇、〇〇〇円	三四、五〇〇円以上
第五九級	六一、〇〇〇円	三五、〇〇〇円以上
第六〇級	六二、〇〇〇円	三五、五〇〇円以上
第六一級	六三、〇〇〇円	三六、〇〇〇円以上
第六二級	六四、〇〇〇円	三六、五〇〇円以上
第六三級	六五、〇〇〇円	三七、〇〇〇円以上
第六四級	六六、〇〇〇円	三七、五〇〇円以上
第六五級	六七、〇〇〇円	三八、〇〇〇円以上
第六六級	六八、〇〇〇円	三八、五〇〇円以上
第六七級	六九、〇〇〇円	三九、〇〇〇円以上
第六八級	七〇、〇〇〇円	三九、五〇〇円以上
第六九級	七一、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円以上
第七〇級	七二、〇〇〇円	四〇、五〇〇円以上
第七一級	七三、〇〇〇円	四一、〇〇〇円以上
第七二級	七四、〇〇〇円	四一、五〇〇円以上
第七三級	七五、〇〇〇円	四二、〇〇〇円以上
第七四級	七六、〇〇〇円	四二、五〇〇円以上
第七五級	七七、〇〇〇円	四三、〇〇〇円以上
第七六級	七八、〇〇〇円	四三、五〇〇円以上
第七七級	七九、〇〇〇円	四四、〇〇〇円以上
第七八級	八〇、〇〇〇円	四四、五〇〇円以上
第七九級	八一、〇〇〇円	四五、〇〇〇円以上
第八〇級	八二、〇〇〇円	四五、五〇〇円以上
第八一級	八三、〇〇〇円	四六、〇〇〇円以上
第八二級	八四、〇〇〇円	四六、五〇〇円以上
第八三級	八五、〇〇〇円	四七、〇〇〇円以上
第八四級	八六、〇〇〇円	四七、五〇〇円以上
第八五級	八七、〇〇〇円	四八、〇〇〇円以上
第八六級	八八、〇〇〇円	四八、五〇〇円以上
第八七級	八九、〇〇〇円	四九、〇〇〇円以上
第八八級	九〇、〇〇〇円	四九、五〇〇円以上
第八九級	九一、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円以上
第九〇級	九二、〇〇〇円	五〇、五〇〇円以上
第九一級	九三、〇〇〇円	五一、〇〇〇円以上
第九二級	九四、〇〇〇円	五一、五〇〇円以上
第九三級	九五、〇〇〇円	五二、〇〇〇円以上
第九四級	九六、〇〇〇円	五二、五〇〇円以上
第九五級	九七、〇〇〇円	五三、〇〇〇円以上
第九六級	九八、〇〇〇円	五三、五〇〇円以上
第九七級	九九、〇〇〇円	五四、〇〇〇円以上
第九八級	一〇〇、〇〇〇円	五四、五〇〇円以上
第九九級	一〇一、〇〇〇円	五五、〇〇〇円以上
第百級	一〇二、〇〇〇円	五五、五〇〇円以上

(定時決定)

第二十一条 都道府県知事は、被保険者が毎年八月一日現に使用される事業所において同日前三箇月間(その事業所で継続して使用された期間に限るものとし、且つ、報酬支払の基礎となつた日数が二十日未満である月があるときは、その月を除く。)に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を決定する。

2 前項の規定によつて決定された標準報酬は、その年の十月から翌年の九月までの各月の標準報酬とする。

3 第一項の規定は、七月一日から八月一日までの間に被保険者の資格を取得した者及び第二十三条の規定により八月から十月までのいずれかの月から標準報酬を改定され、又は改定されるべき被保険者については、その年に限り適用しない。

(被保険者の資格を取得した際の決定)

第二十二條 都道府県知事は、被保険者の資格を取得した者があるときは、左の各号に規定する額を報酬月額として、標準報酬を決定する。

一 月、週その他一定期間によつて報酬が定められる場合には、被保険者の資格を取得した日の現在の報酬の額をその期間の総日数で除して得た額の三十倍に相当する額

二 日、時間、出来高又は請負によつて報酬が定められる場合に

は、被保険者の資格を取得した月前一箇月間に当該事業所で、同様の業務に従事し、且つ、同様の報酬を受ける者が受けた報酬の額を平均した額

三 前二号の規定によつて算定することが困難であるものについては、被保険者の資格を取得した月前一箇月間に、その地方で同様の業務に従事し、且つ、同様の報酬を受ける者が受けた報酬の額

四 前各号の二以上に該当する報酬を受ける場合には、それぞれについて、前各号の規定によつて算定した額の合算額

2 前項の規定によつて決定された標準報酬は、被保険者の資格を取得した月からその年の九月(七月一日から十二月三十一日までの間に被保険者の資格を取得した者については、翌年の九月)までの各月の標準報酬とする。

(改定)

第二十三條 都道府県知事は、前二条の規定によつて標準報酬が決定された被保険者について、現に使用される事業所において継続した三箇月間(各月とも、報酬支払の基礎となつた日数が、二十日以上でなければならぬ。)に受けた報酬の総額を三で除して得た額が、その者の標準報酬の基礎となつた報酬月額にくらべて、著しく高低を生じた場合において、必要があると認めるときは、その額を報酬月額として、その著しく高低を生じた月の翌月から、標準報酬を改定することができる。

2 前項の規定によつて改定された標準報酬は、その年の九月(八月から十二月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の九月)までの各月の標準報酬とする。

(報酬月額の算定の特例)

第二十四條 被保険者の報酬月額が、第二十一条第一項若しくは第二十二條第一項の規定によつて算定することが困難であるとき、又は第二十一条第一項、第二十二條第一項若しくは前条第一項の規定によつて算定した額が著しく不当であるときは、これらの規定にかかわらず、都道府県知事が算定する額を当該被保険者の報酬月額とする。

2 同時に二以上の事業所で報酬を受ける被保険者については、報酬月額を算定する場合においては、各事業所について、第二十一条第一項、第二十二條第一項若しくは前条第一項又は前項の規定によつて算定した額の合算額をその者の報酬月額とする。

(現物給与の価額)

第二十五條 報酬の全部又は一部が、通貨以外のもので支払われる場合においては、その価額は、その地方の相場によつて、都道府県知事が定める。

(第四種被保険者の標準報酬)

第二十六條 第四種被保険者の各月の標準報酬は、第二十一条から第二十四條までの規定にかかわらず、その被保険者の資格を取得する前の最後の標準報酬によるものとする。

第四節 届出、記録等

(届出)

第二十七條 適用事業所の事業主又は第十條第二項の同意をした事業主(以下単に「事業主」という。)は、厚生省令の定めるところにより、被保険者の資格の取得及び喪失、被保険者の種別の変更並びに報酬月額に関する事項を都道府県知事に届け出なければならぬ。

(記録)

第二十八條 都道府県知事は、被保険者に関する原簿を備え、これに被保険者の氏名、資格の取得及び喪失の年月日、標準報酬その他厚生省令で定める事項を記録しなければならない。

(通知)

第二十九條 都道府県知事は、第八條第一項、第十條第一項若しくは第十一條の規定による認可、第十八條第一項の規定による確認又は標準報酬の決定若しくは改定を行つたときは、前条の規定による記録をした後、その旨を当該事業主に通知しなければならない。

2 事業主は、前項の通知があつたときは、すみやかに、これを被保険者又は被保険者であつた者に通知しなければならない。

3 被保険者が被保険者の資格を喪失した場合において、その者の所在が明らかでないため前項の通知をすることができないときは、事業主は、都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

4 都道府県知事は、前項の届出があつたときは、所在が明らかでない者について記録した事項を公告

しなればならない。

5 都道府県知事は、事業所が廃止された場合その他やむを得ない事情のため第一項の通知をすることができない場合においては、同項の通知に代えて、その通知すべき事項を公告しなければならぬ。

第三十條 都道府県知事は、第二十七條の規定による届出があつた場合において、その届出に係る事実がないと認めるときは、その旨をその届出した事業主に通知しなければならない。

2 前条第二項から第五項までの規定は、前項の通知について準用する。

(確認の請求)

第三十一條 被保険者又は被保険者であつた者は、いつでも、第十八條第一項の規定による確認を請求することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事実がないと認めるときは、その請求を却下しななければならない。

第三章 保険給付

第一節 通則

(保険給付の種類)

第三十二條 この法律による保険給付は、左のとおりとする。

- 一 老齢年金
二 障害年金及び障害手当金
三 遺族年金
四 脱退手当金

(裁定)

第三十三條 保険給付を受ける権利は、その権利を有する者(以下「受給権者」という。)の請求に基

て、厚生大臣が裁定する。

(基本年金額及び加給年金額)  
第三十四条 基本年金額は、一万八千円に、被保険者であつた全期間の平均標準報酬月額(被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額を平均した額をいう。以下同じ)の千分の五に相当する額に被保険者期間の月数を乗じて得た額を加算した額とする。

2 被保険者期間の月数が二百四十に満たないときは、前項の規定中「被保険者期間の月数」とあるのは、「二百四十」と読み替へるものとする。

3 被保険者であつた期間の一部が第三種被保険者であつた期間であるときは、基本年金額は、第一項の規定にかかわらず、一万八千円に、第三種被保険者であつた期間の平均標準報酬月額の千分の五に相当する額に第三種被保険者としての被保険者期間の月数を乗じて得た額と、第三種被保険者以外の被保険者であつた期間の平均標準報酬月額の千分の五に相当する額に第三種被保険者としての被保険者期間の月数を乗じて得た額との合算額を加算した額とする。但し、前項の規定が適用される場合は、この限りでない。

4 加給年金額は、その計算の基礎となる配偶者又は子一人について、四千八百円とする。

(端数処理)  
第三十五条 保険給付を受ける権利を裁定する場合において、保険給付の額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭

以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。

(年金の支払期間及び支払期月)  
第三十六条 年金の支給は、年金を支給すべき事由が生じた月の翌月から始め、権利が消滅した月で終るものとする。

2 年金は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた月の翌月からその事由が消滅した月までの間は、支給しない。

3 年金は、毎年二月、五月、八月及び十一月の四期に、それぞれその前月分までを支払う。但し、前支払期月に支払うべきであつた年金又は権利が消滅した場合若しくは年金の支給を停止した場合におけるその期の年金は、支払期月でない月であつても、支払うものとする。

(未支給年金)  
第三十七条 年金たる保険給付の受給権者が死亡した場合において、その者に支給すべき年金であつて、まだその者に支給しなかつたものがあり、且つ、その未支給の年金が加給年金額の加算されたものであるときは、その加給年金額の計算の基礎となつた者は、自己の名で、その年金の支給を請求することができる。

(併給の調整)  
第三十八条 老齢年金及び障害年金の受給権者には、左の區別によつて、その一を支給し、他の支給を停止する。但し、第四十六条又は第五十四条の規定によつて、老齢年金又は障害年金の支給を停止されている者については、この限りでない。

一 年金の額が異なるときは、高額の年金  
二 年金の額が同じであるときは、障害年金  
(年金の支払の調整)  
第三十九条 乙年金の受給権者が甲年金の受給権を取得したため乙年金の受給権が消滅し、又は同一人に対して乙年金の支給を停止して甲年金を支給すべき場合において、乙年金の受給権が消滅し、又は乙年金の支給を停止すべき事由が生じた月の翌月以後の分として、乙年金の支払が行われたときは、その支払われた乙年金は、甲年金の内払とみなす。

(損害賠償請求権)  
第四十条 政府は、事故が第三者の行為によつて生じた場合において、保険給付をしたときは、その給付の額の限度で、受給権者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2 前項の場合において、受給権者が、当該第三者から同一の事由によつて損害賠償を受けたときは、政府は、その額の限度で、保険給付をしないことができる。

(受給権の保護及び公課の禁止)  
第四十一条 保険給付を受ける権利

は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

2 租税その他の公課は、保険給付として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。但し、老齢年金については、この限りでない。

第二節 老齢年金  
(受給権者)  
第四十二条 老齢年金は、被保険者又は被保険者であつた者が左の各号の一に該当する場合に、その者に支給する。

一 被保険者期間が二十年以上である者が、六十歳(第三種被保険者としての被保険者期間が二十年以上である者及び女子については、五十五歳。この条において以下同じ)に達した後に被保険者の資格を喪失したとき、又は被保険者の資格を喪失した後に被保険者となることなくして六十歳に達したとき。

二 四十歳(女子については、三十五歳。この条において以下同じ)に達した後の被保険者期間が十五年以上(そのうち、七年六箇月以上は、第四種被保険者以外の被保険者としての被保険者期間でなければならない)である者が、六十歳に達した後に被保険者の資格を喪失したとき、又は被保険者の資格を喪失した後に被保険者となることなくして六十歳に達したとき。

を喪失したとき、又は被保険者の資格を喪失した後に被保険者となることなくして五十五歳に達したとき。

2 前項各号のいずれかに規定する被保険者期間を満たしている者が、被保険者の資格を喪失した後に疾病にかかり、又は負傷し、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病(以下「傷病」という)につきはじめて医師又は歯科医師の診療を受けた日から起算して三年を経過した日(その期間内にその傷病がなおつた場合においては、そのなおつた日)において、その傷病により別表第一に定める一級又は二級の廢疾の状態にあるときは、それぞれ当該各号に規定する年齢に達する以前においても、同項の老齢年金を支給する。

(年金額)  
第四十三条 老齢年金の額は、基本年金額に加給年金額を加算した額とする。

2 第三十四条第二項の規定は、前項の基本年金額については、適用しない。

第四十四条 前条第一項の加給年金額は、受給権者がその権利を取得した当時その者によつて生計を維持していたその者の配偶者、十六歳未満の子又は別表第一に定める一級若しくは二級の廢疾の状態にある子について計算する。

生計を維持していた子とみなし、その出生の月の翌月から、年金の額を改定する。

3 第一項に規定する配偶者又は子が左の各号の一に該当するに至つたときは、その者については、同項の規定にかかわらず、加給年金額を計算しないものとし、左の各号の一に該当するに至つた月の翌月から、年金の額を改定する。

一 死亡したとき。

二 受給権者による生計維持の状況がやんだとき。

三 配偶者が、離婚をしたとき。

四 子が、養子縁組によつて受給権者の配偶者以外の者の養子となつたとき。

五 養子縁組による子が、離縁をしたとき。

六 子（受給権者がその権利を取得した当時から引き続き別表第一に定める一級又は二級の廃疾の状態にある子を除く。）が、十六歳に達したとき。

七 別表第一に定める一級又は二級の廃疾の状態にある子（十六歳未満の子を除く。）について、その事情がやんだとき。

（失権）  
第四十五条 老齢年金の受給権は、受給権者が死亡したとき、又は被保険者の資格を取得したときは、消滅する。

（支給停止）  
第四十六条 第四十二条第二項の規定によつて同条第一項各号に規定する年齢に達していない者に支給する老齢年金は、受給権者がそれぞれその年齢に達するまでの間に

おいて、その者の廃疾の程度が別表第一に定める一級又は二級の廃疾の状態に該当しない期間があるときは、その期間、支給を停止する。

第三節 障害年金及び障害手当金  
（障害年金の受給権者）  
第四十七条 障害年金は、第四種被保険者以外の被保険者であつた間に疾病にかかり、又は負傷した者が、その傷病につきはじめて医師又は歯科医師の診療を受けた日から起算して三年を経過した日（その期間内にその傷病がおつた場合においては、そのなかつた日）において、その傷病により別表第一に定める程度の廃疾の状態にある場合に、その廃疾の程度に依りて、その者に支給する。

2 前項の期間内に当該傷病につき健康保険の療養の給付（健康保険の療養費の支給を受ける診療を含む。以下同じ。）を受けた者については、同項の規定にかかわらず、はじめて健康保険の療養の給付を受けた日から起算して三年を経過した日（その期間内にその傷病がおつた場合においては、そのなかつた日）において、その傷病により別表第一に定める程度の廃疾の状態にある場合に、同項の障害年金を支給する。

3 障害年金は、前二項の規定によつて廃疾の程度を定めるべき日の属する月前の被保険者期間が六箇月未満である者には、支給しない。

（障害年金の併給の調整）  
第四十八条 障害年金の受給権者に

対してさらに障害年金を支給すべき事由が生じたときは、前後の廃疾を併合した廃疾の程度による障害年金を支給する。

2 障害年金の受給権者が前項の規定により前後の廃疾を併合した廃疾の程度による障害年金の受給権を取得したときは、従前の障害年金の受給権は、消滅する。

第四十九条 期間を定めて支給を停止されている障害年金の受給権者に対してさらに障害年金を支給すべき事由が生じたときは、前条第一項の規定により支給する前後の廃疾を併合した廃疾の程度による障害年金は、従前の障害年金の支給を停止すべきであつた期間、その支給を停止するものとし、その間、その者に従前の廃疾を併合しない廃疾の程度による障害年金を支給する。

2 障害年金の受給権者がさらに障害年金の受給権を取得した場合において、新たに取得した障害年金が第五十四条の規定によりその支給を停止すべきものであるときは、前条第二項の規定にかかわらず、その停止すべき期間、その者に対して従前の障害年金を支給する。

（障害年金の額）  
第五十条 障害年金の額は、左の各号に掲げる額とする。

一 廃疾の程度が別表第一に定める一級に該当する場合の障害年金にあつては、基本年金額に一万二千円と加給年金額とを加算した額

二 廃疾の程度が別表第一に定め

る二級に該当する場合の障害年金にあつては、基本年金額に加給年金額を加算した額

三 廃疾の程度が別表第一に定める三級に該当する場合の障害年金にあつては、基本年金額の百分の七十に相当する額

2 第四十八条第一項の規定による障害年金の額は、その額が同条第二項の規定により消滅した障害年金の額より低額であるときは、前項の規定にかかわらず、従前の障害年金の額に相当する額とする。

第五十一条 前条第一項各号の基本年金額については、受給権者がその権利を取得した月以後における被保険者であつた期間は、その計算の基礎としない。

2 第四十四条の規定は、前条第一項第二号又は第二号の加給年金額について準用する。

第五十二条 厚生大臣は、障害年金の受給権者について、その廃疾の程度を診査し、その程度が従前の廃疾の等級以外の等級に該当すると認めるときは、その程度に依りて、障害年金の額を改定することができる。

2 障害年金の受給権者は、厚生大臣に対し、廃疾の程度が増進したことに伴う障害年金の額の改定を請求することができる。

3 前項の請求は、障害年金の受給権を取得した日又は第一項の規定による厚生大臣の診査を受けた日から起算して一年を経過した日後でなければ行ふことができない。

4 第一項の規定により障害年金の額が改定されたときは、改定後の額による障害年金の支給は、改定が行われた月の翌月から始めるものとする。

（失権）  
第五十三条 障害年金の受給権は、第四十八条第二項の規定によつて消滅するほか、受給権者が死亡したとき、又は別表第一に定める程度の廃疾の状態に該当しなくなつたときは、消滅する。

（支給停止）  
第五十四条 障害年金は、その受給権者が当該傷病について国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）第十三条他の法律において準用する場合を含む。以下同じ。若しくは労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十七条の規定による障害補償又は労働者災害補償法（昭和二十二年法律第五十号）第十二条第一項第三号の規定による障害補償費の支給を受けたときは、六年間、その支給を停止する。

（障害手当金の受給権者）  
第五十五条 障害手当金は、第四種被保険者以外の被保険者であつた間に疾病にかかり、又は負傷した者が、その傷病につきはじめて医師又は歯科医師の診療を受けた日から起算して三年を経過する日までの間にその傷病がおつた場合において、そのなかつた日において、その傷病により別表第二に定める程度の廃疾の状態にある場合に、その者に支給する。

2 第四十七条第二項及び第三項の規定は、障害手当金について準用

する。この場合において、同条第二項中「別表第一」とあるのは、「別表第二」と読み替へるものとす

第五十六条 前条の規定により廢疾の程度を定めるべき日において左の各号の一に該当する者には、同条の規定にかかわらず、障害手当金を支給しない。

一 老齢年金の受給権者  
二 障害年金の受給権者  
三 当該傷病について国家公務員災害補償法第十三条若しくは労働基準法第七十七条の規定による障害補償又は労働者災害補償保険法第十二条第一項第三号の規定による障害補償の支給を受けることができる者

(障害手当金の額)  
第五十七条 傷害手当金の額は、基本年金額の百分の百四十に相当する額とする。

第四節 遺族年金 (受給権者)  
第五十八条 遺族年金は、被保険者又は被保険者であつた者が左の各号の一に該当する場合に、その者の遺族に支給する。

一 第四十二条第一項各号のいずれかに規定する被保険者期間を満たしている者が死亡したとき。  
二 被保険者期間が六箇月以上である被保険者(第四種被保険者を除く)が、死亡したとき。  
三 被保険者期間が六箇月以上である者が、第四種被保険者以外の被保険者であつた間に発した疾病又は負傷及びこれらに起因

する疾病につきはじめて医師又は歯科医師の診療を受けた日から起算して三年を経過する日(その期間内に健康保険の療養の給付を受けた場合においては、はじめてその療養の給付を受けた日から起算して三年を経過する日)前に、その傷病により死亡したとき。  
四 別表第一に定める一級又は二級の廢疾の状態にある障害年金の受給権者が、死亡したとき。  
第五十九条 遺族年金を受けることができる遺族は、被保険者又は被保険者であつた者の配偶者、子、父母、孫又は祖父母(以下単に「配偶者」、「子」、「父母」、「孫」又は「祖父母」という)であつて、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、且つ、左の要件に該当したものとす。

一 妻については、左のいずれかに該当すること。  
イ 四十歳以上であること。  
ロ 被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、且つ、第三号の要件に該当した子と生計を同じくすること。  
ハ 別表第一に定める一級又は二級の廢疾の状態にあること。

二 夫、父母又は祖父母については、六十歳以上であるか、又は別表第一に定める一級若しくは二級の廢疾の状態にあること。  
三 子又は孫については、十六歳

未滿であるか、又は別表第一に定める一級若しくは二級の廢疾の状態にあること。

2 前項の規定にかかわらず、父母は、配偶者又は子が、孫は、配偶者、子又は父母が、祖父母は、配偶者、子、父母又は孫が遺族年金の受給権を取得したときは、それぞれ遺族年金を受けることができる遺族としなす。

3 被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時胎児であつた子が出生したときは、第一項の規定の適用については、将来に向つて、その子は、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その者によつて生計を維持していた子とみなし、妻は、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その子と生計を同じくしていたものとみなす。

(年金額)  
第六十条 妻又は子に支給する遺族年金の額は、基本年金額の百分の五十に相当する額に加給年金額を加算した額とし、その他の者に支給する遺族年金の額は、基本年金額の百分の五十に相当する額とする。

2 配偶者以外の者に遺族年金を支給する場合において、受給権者が二人以上であるときは、遺族年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額を受給権者の数で除して得た額とする。

第六十一条 配偶者以外の者に遺族年金を支給する場合において、受給権者の数に増減を生じたとき

は、増減を生じた月の翌月から、年金の額を改定する。  
第六十二条 妻に支給する遺族年金の加給年金額は、妻がその権利を取得した当時その者と生計を同じくし、且つ、第五十九条第一項に規定する要件に該当した子について、計算する。

2 妻が遺族年金の受給権を取得した当時胎児であつた子が出生したときは、前項の規定の適用については、その子は、妻が遺族年金の受給権を取得した当時その者と生計を同じくし、且つ、第五十九条第一項に規定する要件に該当した子とみなし、その出生の月の翌月から、年金の額を改定する。

3 第一項に規定する子が左の各号の一に該当するに至つたときは、その子については、同項の規定にかかわらず、加給年金額を計算しないものとす、左の各号の一に該当するに至つた月の翌月から、年金の額を改定する。

一 妻と生計を異にするに至つたとき。  
二 遺族年金の受給権を失つたとき。  
4 子に支給する遺族年金の加給年金額は、受給権者である子のうち、一人を除いた子について、計算する。

(失権)  
第六十三条 遺族年金の受給権は、受給権者が左の各号の一に該当するに至つたときは、消滅する。

一 死亡したとき。  
二 婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情に

ある場合を含む)をしたとき。  
三 直系姻族以外の者の養子(届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む)となつたとき。  
四 離縁によつて、死亡した被保険者又は被保険者であつた者の親族関係が終了したとき。

2 妻の有する遺族年金の受給権は、左の各号の一に該当するに至つたときは、消滅する。  
一 第五十九条第一項第一号ロに規定する子であつて、引き継ぎ妻と生計を同じくし、且つ、遺族年金の受給権を有するものがなくつたとき。但し、妻が四十歳以上であるとき、及び妻が受給権を取得した時から引き継ぎ別表第一に定める一級又は二級の廢疾の状態にあるときを除く。

二 別表第一に定める一級又は二級の廢疾の状態にある妻について、その事情がやんだとき。但し、妻が受給権を取得した当時四十歳以上であつたとき、及び第五十九条第一項第一号ロに規定する子であつて、引き継ぎ妻と生計を同じくし、且つ、遺族年金の受給権を有するものがあるときを除く。

3 子又は孫の有する遺族年金の受給権は、左の各号の一に該当するに至つたときは、消滅する。

一 子又は孫が、十六歳に達したとき。但し、子又は孫が受給権を取得した時から引き継ぎ別表第一に定める一級又は二級の廢疾の状態にあるときを除く。

二 婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情に

ある場合を含む)をしたとき。  
三 直系姻族以外の者の養子(届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む)となつたとき。  
四 離縁によつて、死亡した被保険者又は被保険者であつた者の親族関係が終了したとき。

2 妻の有する遺族年金の受給権は、左の各号の一に該当するに至つたときは、消滅する。  
一 第五十九条第一項第一号ロに規定する子であつて、引き継ぎ妻と生計を同じくし、且つ、遺族年金の受給権を有するものがなくつたとき。但し、妻が四十歳以上であるとき、及び妻が受給権を取得した時から引き継ぎ別表第一に定める一級又は二級の廢疾の状態にあるときを除く。

二 別表第一に定める一級又は二級の廢疾の状態にある妻について、その事情がやんだとき。但し、妻が受給権を取得した当時四十歳以上であつたとき、及び第五十九条第一項第一号ロに規定する子であつて、引き継ぎ妻と生計を同じくし、且つ、遺族年金の受給権を有するものがあるときを除く。

3 子又は孫の有する遺族年金の受給権は、左の各号の一に該当するに至つたときは、消滅する。

一 子又は孫が、十六歳に達したとき。但し、子又は孫が受給権を取得した時から引き継ぎ別表第一に定める一級又は二級の廢疾の状態にあるときを除く。

二 婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情に

ある場合を含む)をしたとき。  
三 直系姻族以外の者の養子(届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む)となつたとき。  
四 離縁によつて、死亡した被保険者又は被保険者であつた者の親族関係が終了したとき。

2 妻の有する遺族年金の受給権は、左の各号の一に該当するに至つたときは、消滅する。  
一 第五十九条第一項第一号ロに規定する子であつて、引き継ぎ妻と生計を同じくし、且つ、遺族年金の受給権を有するものがなくつたとき。但し、妻が四十歳以上であるとき、及び妻が受給権を取得した時から引き継ぎ別表第一に定める一級又は二級の廢疾の状態にあるときを除く。

二 別表第一に定める一級又は二級の廢疾の状態にある妻について、その事情がやんだとき。但し、妻が受給権を取得した当時四十歳以上であつたとき、及び第五十九条第一項第一号ロに規定する子であつて、引き継ぎ妻と生計を同じくし、且つ、遺族年金の受給権を有するものがあるときを除く。

3 子又は孫の有する遺族年金の受給権は、左の各号の一に該当するに至つたときは、消滅する。

一 子又は孫が、十六歳に達したとき。但し、子又は孫が受給権を取得した時から引き継ぎ別表第一に定める一級又は二級の廢疾の状態にあるときを除く。

二 婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情に

二 別表第一に定める一級又は二級の廃疾の状態にある子又は孫について、その事情がやんだとき、但し、子は孫が十六歳未満であるときを除く。

4 夫、父母又は祖父母の有する遺族年金の受給権は、別表第一に定める一級又は二級の廃疾の状態にある夫、父母又は祖父母について、その事情がやんだときは、消滅する。但し、夫、父母又は祖父母が受給権を取得した当時六十歳以上であつたときを除く。

5 父母、孫又は祖父母の有する遺族年金の受給権は、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時胎児であつた子が出生したときは、消滅する。

(支給停止)

第六十四条 遺族年金は、当該被保険者又は被保険者であつた者の死亡について国家公務員災害補償法第十五条(他の法律において準用する場合を含む)若しくは労働基準法第七十九条の規定による遺族補償又は労働者災害補償保険法第十二条第一項第四号の規定による遺族補償費の支給が行われたときは、六年間、その支給を停止する。

第六十五条 妻に対する遺族年金は、妻が五十五歳に達するまでの期間、その支給を停止する。但し、第五十九条第一項第一号ロに規定する子であつて、引き続き妻と生計を同じくし、且つ、遺族年金の受給権を有するものがある間及び妻が別表第一に定める一級又は二級の廃疾の状態にある間は、この限りでない。

第六十六条 子に対する遺族年金は、配偶者が遺族年金の受給権を有する期間、その支給を停止する。但し、配偶者に対する遺族年金がその支給を停止されている間は、この限りでない。

第六十七条 配偶者に対する遺族年金は、その配偶者の所在が一年以上上明らでないときは、遺族年金の受給権を有する子の申請によつて、その所在が明らかでなくなつた時にさかのぼつて、その支給を停止する。

配偶者は、いつでも、前項の規定による支給の停止の解除を申請することができる。

第六十八条 配偶者以外の者に対する遺族年金の受給権者が二人以上である場合において、受給権者のうち一人以上の者の所在が一年以上上明らでないときは、その者に対する遺族年金は、他の受給権者の申請によつて、その所在が明らかでなくなつた時にさかのぼつて、その支給を停止する。

前項の規定によつて遺族年金の支給を停止された者は、いつまでも、その支給の停止の解除を申請することができる。

第六十一条の規定は、第一項の規定により遺族年金の支給が停止され、又は前項の規定によりその支給が解除された場合に準用する。この場合において、同条中「増減を生じた月」とあるのは、「支給が停止され、又はその停止が解除された月」と読み替へるものとする。

第五節 脱退手当金

(受給権者)

第六十九条 脱退手当金は、第二種被保険者としての被保険期間が二年以上である者が被保険者の資格を喪失した場合又は第一種被保険者若しくは第三種被保険者としての被保険期間が五年以上である者が五十五歳に達した後に被保険者の資格を喪失し、若しくは被保険者の資格を喪失した後に被保険者となることなくして五十五歳に達した場合に、その者に支給する。但し、左の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一 その者が、第四十二条第一項各号のいずれかに規定する被保険者期間を満たしているとき。  
二 その者が、障害年金の受給権者であるとき。  
三 その者がその被保険者であつた期間の全部又は一部を基礎として計算された障害年金又は障害手当金の支給を受けたことがある者である場合において、次条第一項の規定によつて計算した額が、すでに支給を受けた障害年金又は障害手当金の額に満たないとき。

第七十条 脱退手当金の額は、第四種被保険者以外の被保険者であつた期間の平均標準報酬月額に別表第三に定める率を乗じて得た額とする。  
2 脱退手当金の受給権者がその被保険者であつた期間の全部又は一部を基礎として計算された障害年金又は障害手当金の支給を受けたことがある者である場合において

は、脱退手当金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定によつて計算した額からすでに支給を受けたその障害年金又は障害手当金の額を控除した額とする。  
(支給の効果)

第七十一条 脱退手当金の支給を受けたときは、支給を受けた者は、その額の計算の基礎となつた被保険者であつた期間は、被保険者でなかつたものとみなす。  
(失権)

第七十二条 脱退手当金の受給権は、受給権者が被保険者となつたとき、又は障害年金の受給権を取得したときは、消滅する。

第六節 保険給付の制限

第七十三条 被保険者又は被保険者であつた者が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に、廃疾若しくは死亡又はこれらの直接の原因となつた事故を生ぜしめたときは、当該廃疾又は死亡に係る保険給付は、行わず、また、当該廃疾については、第四十二条第二項の規定は、適用しない。

第七十四条 被保険者又は被保険者であつた者が、重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に關する指示に従わないことにより、廃疾若しくは死亡若しくはこれらの原因となつた事故を生ぜしめ、又はその廃疾の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げたときは、保険給付の全部又は一部を行わないことができる。

2 障害年金の受給権者が、故意若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に關する指示に従わないことにより、その廃疾の程度を増進させ、又はその回復を妨げたときは、第五十二条第一項の規定による改定を行わず、又はその者の廃疾の程度が現に該当する等級以下の等級に該当するものとして、同条同項の規定による改定を行うことができる。

第七十五条 保険料を徴収する権利が時効によつて消滅したときは、当該保険料に係る被保険者であつた期間に基く保険給付は、行われない。但し、当該被保険者であつた期間に係る被保険者の資格の取得について第二十七条の規定による届出又は第三十一条第一項の規定による確認の請求があつた後に、保険料を徴収する権利が時効によつて消滅したものであるときは、この限りでない。

前項の規定は、第三種被保険者について第一種被保険者としての保険料の徴収が行われた場合における第三種被保険者であつた期間に基く保険給付について、準用する。この場合において、同項但書中「被保険者の資格の取得」とあるのは、「被保険者の種別の変更」と読み替へるものとする。

第七十六条 遺族年金は、被保険者又は被保険者であつた者を故意に死亡させた者には、支給しない。被保険者又は被保険者であつた者の死亡前に、その者の死亡によつて遺族年金の受給権者となるべき者を故意に死亡させた者にも、同様とする。

遺族年金の受給権は、受給権者が他の受給権者が故意に死亡させ

たときは、消滅する。

第七十七条 年金たる保険給付は、左の各号の一に該当する場合には、その額の全部又は一部につき、その支給を停止することができ、

一 受給権者が、正当な理由がなく、第九十六条の規定による命令に従わなかつたとき。

二 別表第一に定める程度の廃疾の状態にあることにより、年金たる受給権を有し、又は加給年金額の計算の基礎となつてゐる者が、正当な理由がなく、第九十七条の規定による命令に従わず、又は同条の規定による診断を拒んだとき。

三 前号に規定する者が、故意若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなく、療養に関する指示に従わなかつたことにより、その廃疾の回復を妨げたとき。

第七十八条 受給権者が、正当な理由がなく、第九十八条第三項の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、保険給付の支払を一時差し止めることができる。

第四章 福祉施設

第七十九条 政府は、被保険者、被保険者であつた者及び受給権者の福祉を増進するため、必要な施設をすることができ、

第五章 費用の負担

第八十条 国庫は、左の区別によつて保険給付に要する費用の一部を負担する。

一 計算の基礎となつた被保険者

期間の全部が第三種被保険者としての被保険者期間である保険給付については、保険給付に要する費用の百分の二十

二 計算の基礎となつた被保険者期間の全部が第三種被保険者以外の被保険者としての被保険者期間である保険給付については、保険給付に要する費用の百分の十五

三 計算の基礎となつた被保険者期間の一部が第三種被保険者としての被保険者期間である保険給付については、保険給付に要する費用の百分の十五のほか、第三種被保険者であつた期間の平均標準報酬月額に第三種被保険者としての被保険者期間の月数を乗じて得た額を、その額と第三種被保険者以外の被保険者であつた期間の平均標準報酬月額に第三種被保険者以外の被保険者としての被保険者期間の月数を乗じて得た額との合算額で除して得た数を、保険給付に要する費用に乗じて得た額の百分の五

2 国庫は、前項に規定する費用のほか、毎年度、予算の範囲内で、厚生年金保険事業の事務の執行に要する費用を負担する。

(保険料)  
第八十一条 政府は、厚生年金保険事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収する。

2 保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。

3 保険料額は、標準報酬月額に保

険料率を乗じて得た額とする。

4 保険料率は、保険給付に要する費用の予想額並びに予定運用収入及び国庫負担の額に照らし、将来にわたつて、財政の均衡を保つことができないものでなければならず、且つ、少くとも五年ごとに、この基準に従つて再計算されるべきものとする。

5 保険料率は、左のとおりとする。  
一 第一種被保険者については、千分の三十  
二 第二種被保険者については、千分の三十  
三 第三種被保険者については、千分の三十五  
四 第四種被保険者については、千分の三十

(保険料の負担及び納付義務)  
第八十二条 被保険者及び被保険者を使用する事業主は、それぞれ保険料の半額を負担する。但し、第四種被保険者は、その全額を負担する。

2 事業主は、その使用する被保険者及び自己の負担する保険料を納付する義務を負う。

3 第四種被保険者は、自己の負担する保険料を納付する義務を負う。

4 被保険者が同時に二以上の事業所に使用される場合における各事業主と負担すべき保険料の額及び保険料の納付義務については、政令の定めるところによる。  
(保険料の納付)  
第八十三条 毎月の保険料は、翌月末日(第四種被保険者が納付すべ

き保険料については、その月の十日)までに、納付しなければならない。

2 厚生大臣は、納入の告知をした保険料額が当該納付義務者が納付すべき保険料額をこえていることを知つたとき、又は納付した保険料額が当該納付義務者が納付すべき保険料額をこえていることを知つたときは、そのこえている部分に関する納入の告知又は納付を、その納入の告知又は納付の日の翌日から六箇月以内の期日に納付されるべき保険料について納期を繰り上げてしたものとみなすことができる。

3 前項の規定によつて、納期を繰り上げて納入の告知又は納付をしたものとみなしたときは、厚生大臣は、その旨を当該納付義務者に通知しなければならない。  
(保険料の源泉控除)  
第八十四条 事業主は、被保険者に対して通貨をもつて報酬を支払う場合においては、被保険者の負担すべき前月分の保険料(被保険者がその事業所に使用されなくなつた場合においては、前月分及びその月分の保険料)を報酬から控除することができる。

2 事業主は、前項の規定によつて保険料を控除したときは、保険料の控除に関する計算書を作成し、その控除額を被保険者に通知しなければならない。

(保険料の繰上徴収)  
第八十五条 保険料は、左の各号に掲げる場合においては、納期前で

あつても、すべて徴収することができる。

一 納付義務者が、左のいずれかに該当する場合  
イ 国税、地方税その他の公課の滞納によつて、滞納処分を受けるとき。  
ロ 強制執行を受けるとき。  
ハ 破産の宣告を受けたとき。  
ニ 競売の開始があつたとき。  
二 法人たる納付義務者が、解散をした場合  
三 被保険者の使用される事業所が、廃止された場合  
(保険料の督促及び滞納処分)  
第八十六条 保険料を滞納する者があるときは、厚生大臣は、期限を指定して、これを督促しなければならない。

2 前項の規定によつて督促をしようとするときは、厚生大臣は、納付義務者に対して、督促状を発する。

3 前項の規定による督促状は、納付義務者が、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第十一條の規定によつて督促を受ける者であるときは、同法同條の規定による督促状に併記して、発することができる。

4 第二項の督促状により指定する期限は、督促状を発する日から起算して十日以上を経過した日でなければならない。

5 第二項の規定による督促を受けた者が、その指定の期限までに保険料を納付しないときは、厚生大臣は、国税滞納処分例によつてこれを処分し、又は滞納者の居住地

若しくはその者の財産所在地の市町村(特別区を含む)とし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第五百五十五条第二項の市にあつては、区とする。以下同じ。)に對して、その処分を請求することができる。

6 市町村は、前項の規定による処分の請求を受けたときは、市町村税の例によつてこれを処分することができ、この場合において、厚生大臣は、徴収金の百分の四に相当する額を当該市町村に交付しなければならぬ。

第八十七条 前条第二項の規定によつて督促をしたときは、厚生大臣は、保険料額百円につき一日八銭の割合で、納期限の翌日から、保険料完納又は財産差押の日の前日までの日数によつて計算した延滞金を徴収する。但し、左の各号の一に該当する場合は延滞につきやむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。

一 保険料額が千円未満であるとき。  
二 納期を繰り上げて徴収するとき。  
三 納付義務者の住所若しくは居所が国内にないため、又はその住所及び居所がともに明らかでないため、公示送達の方法によつて督促したとき。

2 前項の場合において、保険料額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる保険料は、その納付のあつた保険料額を控除した金額による。

3 延滞金を計算するにあたり、保険料額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。  
4 督促状に指定した期限までに保険料を完納したとき、又は前三項の規定によつて計算した金額が千円未満であるときは、延滞金は、徴収しない。  
5 延滞金の金額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

第八十八条 保険料その他この法律の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぎ、他の公課に先だつたものとする。(送達)  
第八十九条 保険料その他この法律の規定による徴収金に関する書類の送達については、国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)第四條ノ九及び第四條ノ十の規定を準用する。  
第六章 審査の請求  
第九十条 被保険者の資格、標準報酬又は保険給付に関する処分不服がある者は、社会保険審査官に審査を請求し、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に再審査を請求することができる。

第九十一条 保険料の賦課若しくは徴収の処分又は第八十六条の規定による処分不服がある者は、社会保険審査会に審査を請求することができる。  
第七章 雑則  
第九十二条 保険料その他この法律による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利及び障害手当金を受ける権利は、二年を経過したとき、障害手当金以外の保険給付を受ける権利は、五年を経過したときは、時効によつて、消滅する。  
2 前項の時効の中断、停止その他の事項に関しては、民法(明治二十九年法律第八十九号)の時効に関する規定を準用する。但し、保険料その他この法律による徴収金の納入の告知又は第八十六条第一項の規定による督促は、民法第五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。  
第九十三条 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、この法律に別段の規定がある場合を除くほか、民法の期間に関する規定を準用する。(印紙税の非課税)  
第九十四条 厚生年金保険に関する

書類には、印紙税を課さない。  
(戸籍事項の無料証明)  
第九十五条 市町村長は、厚生大臣、都道府県知事又は受給権者に対して、当該市町村の条例の定めるところにより、被保険者、被保険者であつた者又は受給権者の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。  
(書類等の提出)  
第九十六条 厚生大臣は、必要があると認めるときは、年金たる保険給付の受給権者に対して、その者又は加給年金額の計算の基礎となつてゐる者の身分関係の異動及び廃疾の状態に関する書類その他の物件を提出すべきことを命ずることができる。  
(診断)  
第九十七条 厚生大臣は、必要があると認めるときは、別表第一に定める程度の廃疾の状態にあることにより、年金たる保険給付の受給権を有し、又は加給年金額の計算の基礎となつてゐる者に対して、その指定する医師の診断を受け、べきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの者の廃疾の状態を診断させることができる。  
(届出等)  
第九十八条 事業主は、厚生省令の定めるところにより、第二十七条に規定する事項を除くほか、厚生省令の定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。  
2 被保険者は、厚生省令の定めるところにより、厚生省令の定める事項を都道府県知事に届け出、又は事業主に申し出なければならない。

3 受給権者は、厚生省令の定めるところにより都道府県知事に対し、厚生省令の定める事項を届け出、且つ、厚生省令の定める書類その他の物件を提出しなければならない。  
4 第四種被保険者又は受給権者が死亡したときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二十四号)の規定による死亡の届出義務者は、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。  
(事業主の事務)  
第九十九条 厚生年金保険の施行に必要な事務は、厚生省令の定めるところにより、その一部を事業主に行わせることができる。  
(立入検査等)  
第一百条 厚生大臣又は都道府県知事は、被保険者の資格、標準報酬、保険料又は保険給付に関する決定に関し、必要があると認めるときは、事業主に対して、文書その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をして事業所に立ち入つて関係者に質問し、若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。  
2 前項の規定によつて質問及び検査を行う当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係者の請求があるときは、これを呈示しなければならない。  
3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。  
(実施規定)  
第一百一条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の

実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

第八章 罰則

第二百二条 事業主が、正当な理由がなくて左の各号の一に該当するときは、六箇月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第二十七条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第二十九条第二項（第三十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、通知をしないとき。

三 第八十二条第二項の規定に違反して、督促状に指定する期限までに保険料を納付しないとき。

四 第百零一条第一項の規定に違反して、文書その他の物件を提出せず、又は当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第百零三条 事業主以外の者が、第百零一条第一項の規定に違反して、当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、六箇月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第百零四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第百零五条 左の各号に掲げる場合には、一万円以下の過料に処する。

一 第九十八条第一項の規定に違反して、事業主が届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第九十八条第二項の規定に違反して、被保険者が届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は申出をせず、若しくは虚偽の申出をしたとき。

三 第九十八条第四項の規定に違反して、戸籍法の規定による死亡の届出義務者が、届出をしないとき。

附則  
(施行期日)  
第一条 この法律は、昭和二十九年五月一日から施行する。

第二条 厚生年金保険法特例（昭和二十六年法律第三十八号）は、廃止する。

第三条 この法律の施行の際現に従前の厚生年金保険法（以下「旧法」という。）による被保険者である者が、引き続きこの法律による被保険者となつたときは、この法律の施行の際におけるその資格の取得については、第十八条第一項の規定による都道府県知事の確認を要しない。

第四条 旧法による被保険者であつた期間は、この法律による被保険者であつた期間とみなす。但し、旧法による脱退手当金（附則第十六条第四項の規定により支給する旧法による脱退手当金を含む。）の

計算の基礎となつた期間は、この限りでない。

2 前項の期間のうち、次項の期間以外の期間は、男子にあつては、第一種被保険者であつた期間とみなし、女子にあつては、第二種被保険者であつた期間とみなす。但し、その期間のうち、鉱業法第四条に規定する事業の事業場を使用され、且つ、常時坑内作業に従事する被保険者であつた期間があつたときは、その期間は、男子にあつては、第三種被保険者であつた期間とみなし、女子にあつては、その法律中第三種被保険者であつた期間に関する規定を準用する。

3 第一項の期間のうち、旧法第二十二條の規定による被保険者であつた期間は、第四種被保険者であつた期間とみなす。

第五条 この法律の施行の際現に旧法による被保険者であり、引き続きこの法律による被保険者となつた者のうち、左の各号に該当する者については、この法律の施行の際におけるその資格の取得に関し、第二十二條第一項の規定による標準報酬の決定を行わず、それぞれ当該各号に定める額をその者の昭和二十九年四月から同年九月までの各月の標準報酬額とする。

一 昭和二十九年四月の標準報酬月額が七千四百以下である者については、同月の標準報酬月額に相当する額

二 昭和二十九年四月の標準報酬月額が八千円である者であつて、健康保険の被保険者である

ものについては、その者の同年五月の健康保険法による標準報酬月額に相当する額。但し、その額が一萬八千円をこえるときは、一萬八千円とする。

2 第二十三條第一項の規定の適用については、前項の規定による標準報酬は、第二十二條の規定によつて決定された標準報酬とみなし、昭和二十九年四月の標準報酬又は同年五月の健康保険法による標準報酬の基礎となつた報酬月額、標準報酬の基礎となつた報酬月額とみなす。

第六条 旧法による標準報酬は、この法律による標準報酬とみなす。

第七条 この附則に別段の規定がある（従前の処分等）

ものについては、その者の同年五月の健康保険法による標準報酬月額に相当する額。但し、その額が一萬八千円をこえるときは、一萬八千円とする。

2 第二十三條第一項の規定の適用については、前項の規定による標準報酬は、第二十二條の規定によつて決定された標準報酬とみなし、昭和二十九年四月の標準報酬又は同年五月の健康保険法による標準報酬の基礎となつた報酬月額、標準報酬の基礎となつた報酬月額とみなす。

第六条 旧法による標準報酬は、この法律による標準報酬とみなす。

第七条 この附則に別段の規定がある（従前の処分等）

ものを除くほか、旧法又はこれに基く命令によつてした処分、手続その他の行為は、この法律又はこれに基く命令中の相当する規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

(基本年金額の計算の特例)  
第八条 基本年金額を計算する場合において、三千円未満の標準報酬月額があるときは、これを三千円として計算する。

(老齢年金の受給資格年齢の調整)  
第九条 第四十二條第一項第一号中「六十歳」とあるのは、左の表の上欄に掲げる者については、それぞれ同表の下欄のように読み替へるものとする。但し、旧法による被保険者であつた者に限る。

明治三十五年五月一日以前に生れた者	五十五歳
明治三十五年五月二日から明治三十八年五月一日までの間に生れた者	五十六歳
明治三十八年五月二日から明治四十一年五月一日までの間に生れた者	五十七歳
明治四十一年五月二日から明治四十四年五月一日までの間に生れた者	五十八歳
明治四十四年五月二日から大正三年五月一日までの間に生れた者	五十九歳

2 第四十二條第一項第一号中「五十五歳」とあるのは、左の表の上欄に掲げる者については、それぞれ同表の下欄のように読み替へるものとする。但し、附則第四条第二項但書の規定により第三種被保険者であつた期間とみなされる期間（以下「旧法による第三種被保険者であつた期間」という。）のある者に限る。

明治四十年五月一日以前に生れた者	五十歳
明治四十年五月二日から明治四十三年五月一日までの間に生れた者	五十一歳
明治四十三年五月二日から大正二年五月一日までの間に生れた者	五十二歳
大正二年五月二日から大正五年五月一日までの間に生れた者	五十三歳
大正五年五月二日から大正八年五月一日までの間に生れた者	五十四歳

(遺族年金の受給資格年齢の調整)  
 第十条 左の表の上欄に掲げる期間  
 は、第五十九条第一項第二号中  
 「六十歳」とあるのは、旧法による  
 被保険者であつた者の夫について  
 は、それぞれ同表の中欄のよう

昭和二十九年五月一日から 昭和三十三年四月三十日まで	五十五歳	五十歳
昭和三十三年五月一日から 昭和三十七年四月三十日まで	五十六歳	五十一歳
昭和三十七年五月一日から 昭和四十一年四月三十日まで	五十七歳	五十二歳
昭和四十一年五月一日から 昭和四十五年四月三十日まで	五十八歳	五十三歳
昭和四十五年五月一日から 昭和四十九年四月三十日まで	五十九歳	五十四歳

に、第六十五条中「五十五歳」とあ  
 るのは、旧法による被保険者であ  
 つた者の妻については、それぞれ  
 同表の下欄のよう読み替へるも  
 のとする。

(老齢年金の特例)

第十一条 この法律の施行の際現に  
 旧法による養老年金の受給権を有す  
 る者には、その者が第四十二条に  
 該当しない場合においても、同条  
 の老齢年金を支給する。但し、そ  
 の養老年金が、旧法第三十一条第  
 二項又は第三十五条第一項の規定  
 により、その支給を停止されてい  
 るときは、この限りでない。

2 前項の老齢年金については、第  
 四十四条中「受給権者がその権利  
 を取得した当時」とあるのは、「受  
 給権者が旧法による養老年金の受  
 給権を取得した当時」と読み替え  
 るものとする。

3 第一項の者には、同項の規定に  
 よる老齢年金の額と旧法による養  
 老年金の額との差額の十二分の一  
 に相当する額に、養老年金の支給  
 を受ける事由が生じた月の翌月か  
 ら昭和二十九年四月までの期間の  
 月数を乗じて得た額を一時金とし  
 て支給する。

4 第一項の者がこの法律の施行の  
 際現に旧法による障害年金の受給  
 権を有する場合には、その者に  
 は、前項の規定にかかわらず、同  
 項の一時金を支給しない。但し、  
 その障害年金が、旧法第三十六条  
 第一項但書の規定により、その支  
 給を停止されているときは、この  
 限りでない。

5 第三項の規定による一時金につ  
 いては、その性質に反しない限  
 り、この法律による保険給付に関  
 する規定を準用する。

第十二条 継続した十五年間におけ  
 る旧法による第三種被保険者であ  
 つた期間に基く被保険者期間又は  
 継続した十五年間における旧法に  
 よる第三種被保険者であつた期間  
 とこの法律による第三種被保険者  
 であつた期間とに基く被保険者期  
 間が十六年以上である者が、この  
 法律の施行後五十五歳に達した後  
 に被保険者の資格を喪失し、又は  
 被保険者の資格を喪失した後に被

保険者となることなくしてこの法  
 律の施行後五十五歳に達したとき  
 は、その者が第四十二条に該当し  
 ない場合においても、その者に同  
 条の老齢年金を支給する。

2 前項の規定中「五十五歳」とある  
 のは、附則第九条第二項の表の上  
 欄に掲げる者については、それぞ  
 れ同表の下欄のよう読み替へる  
 ものとする。

(遺族年金の特例)

第十三条 この法律の施行の際現に  
 旧法による遺族年金(旧法第三十  
 一条第一項後段に規定する期間を  
 満たしている者が死亡したことによ  
 る遺族年金に限る。)の受給権を  
 有する者には、その者が第五十八  
 条及び第五十九条に該当しない場  
 合においても、第五十八条の遺族  
 年金を支給する。

2 前項の者には、同項の規定によ  
 る遺族年金の額と旧法による遺族  
 年金の額との差額の十二分の一に  
 相当する額に、旧法による遺族年  
 金の支給を受ける事由が生じた月  
 の翌月から昭和二十九年四月まで  
 の期間の月数を乗じて得た額を一  
 時金として支給する。但し、旧法に  
 よる遺族年金が、旧法第四十四条  
 但書の規定により、その支給を停  
 止されているときは、この限りで  
 ない。

3 前項の規定による一時金につい  
 ては、附則第十一条第五項の規定  
 を準用する。

よる第三種被保険者であつた期間  
 とこの法律による第三種被保険者  
 であつた期間とに基く被保険者期  
 間が十六年以上である者が、この  
 法律の施行後に死亡したときは、  
 第五十八条に該当しない場合にお  
 いても、その者の遺族に同条の遺  
 族年金を支給する。

第十五条 旧法第二十四条から第二  
 十五条ノ二までの規定によつて計  
 算した被保険者期間が六箇月以上  
 の者であつて、この法律の施行前  
 に被保険者の資格を喪失したもの  
 が、附則第四条第二項に規定する  
 期間内に発した疾病又は負傷及び  
 これらに起因する疾病又は負傷が  
 その被保険者の資格喪失後二年以  
 内に死亡したときは、第五十八条  
 に該当しない場合においても、そ  
 の者の遺族に同条の遺族年金を支  
 給する。

(従前の保険給付)

第十六条 この法律の施行の際現に  
 旧法による年金たる保険給付(養  
 老年金及び旧法第三十一条第一項  
 後段に規定する期間を満たしてい  
 る者が死亡したことによる遺族年  
 金を除く。)を受ける権利を有する  
 者には、この法律の施行後も、なお  
 従前の例による保険給付を支給す  
 る。その者又はその者の遺族が、死  
 亡し、失権し、又は所在不明とな  
 った場合におけるその者の遺族又  
 は同順位若しくは次順位の遺族に  
 ついても、同様とする。

2 前項の規定による保険給付に関  
 する事項のうち、この法律の第三  
 章第一節及び第六節並びに第四章  
 から第八章までに定める事項につ

いては、同項の規定にかかわら  
 ず、この法律の規定を準用する。

3 第一項の規定による保険給付の  
 うち、従前の障害年金の例によつ  
 て支給する保険給付は、第四十八  
 条、第四十九条、第五十条第二  
 項、第五十六条第二号及び第六十  
 九条第二号の規定の適用について  
 は、この法律による障害年金とみ  
 なす。

4 旧法による年金たる保険給付の  
 うちこの法律の施行前に支給すべ  
 きであつたもの及び旧法による一  
 時金たる保険給付であつて、この  
 法律の施行の際まだ支給していな  
 いものについては、なお従前の例  
 による。

5 前項の規定により従前の例によ  
 つて支給する旧法による脱退手当  
 金の受給権は、その受給権者がこ  
 の法律による被保険者となつたと  
 きは、消滅する。

第十七条 この法律の施行前に旧法  
 によつて受給権が生じた年金たる  
 保険給付に關して、前条第二項の  
 規定により、第九十二条の規定を  
 準用する場合においては、同条第  
 一項に定める消滅時効の期間は、  
 この法律の施行の日から起算する  
 ものとする。

第十八条 附則第十六条第一項の規  
 定による保険給付のうち、従前の  
 障害年金の例によつて支給する保  
 險給付については、その額(従前  
 の加給金に相当する給付の額を除  
 く)が、二万一千六百円に満たな  
 いときは、同条同項の規定にかか  
 わらず、これを二万一千六百円に  
 引き上げる。

2 附則第十六条第一項の規定による保険給付のうち、従前の遺族年金、寡婦年金、かん夫年金又は遺児年金の例によつて支給する保険給付については、その額（従前の加給金又は増額金に相当する給付の額を除く。）が、一万八百日に満たないときに、同条同項の規定にかかわらず、これを一万八百日に引き上げる。

第十九条 附則第十六条第一項の規定による保険給付については、従前の加給金又は増額金に相当する給付の額は、同条同項の規定にかかわらず、一人につき四千八百円とする。

(障害年金の額の特例)

第二十条 この法律の施行前に旧法による被保険者の資格を喪失した者が、その資格喪失前に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病につき、第四十七条の規定によつて別表第一に定める一級の廃疾の状態にあることによる障害年金の受給権を取得した場合において、その障害年金の基本年金額に一万二千円を加えた額が、その者のその資格喪失の日の属する月前三箇月間の平均標準報酬月額額の五倍に相当する額に満たないときは、第五十条第一項第一号の規定にかかわらず、その額に加給年金額を加算した額をその障害年金の額とする。

2 この法律の施行前に旧法による被保険者の資格を喪失した者が、その資格喪失前に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病につき、第四十七条の規定によつて

別表第一に定める二級の廃疾の状態にあることによる障害年金の受給権を取得し、又はその者につき第五十二条の規定によつて廃疾の程度が別表第一に定める一級から二級に減退したことにより障害年金の額を改定すべき場合において、その障害年金の基本年金額が、その者のその資格喪失の日の属する月前三箇月間の平均標準報酬月額額の四倍に相当する額に満たないときは、第五十条第一項第二号の規定にかかわらず、その額に加給年金額を加算した額をその障害年金の額とする。

3 この法律の施行の際現に旧法による被保険者である者が、旧法による被保険者であつた間又はこの法律の施行後引き続き第四種被保険者以外の被保険者であつた間に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病につき、第四十七条の規定によつて別表第一に定める一級の廃疾の状態にあることによる障害年金の受給権を取得した場合において、その障害年金の基本年金額に一万二千円を加えた額が、その者のこの法律の施行前三箇月間の平均標準報酬月額額の五倍に相当する額に満たないときは、第五十条第一項第一号の規定にかかわらず、その額に加給年金額を加算した額をその障害年金の額とする。

4 この法律の施行の際現に旧法による被保険者である者が、旧法による被保険者であつた間又はこの法律の施行後引き続き第四種被保険者以外の被保険者であつた間に

発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病につき、第四十七条の規定によつて別表第一に定める二級の廃疾の状態にあることによる障害年金の受給権を取得し、又はその者につき第五十二条の規定によつて廃疾の程度が別表第一に定める一級から二級に減退したことにより障害年金の額を改定すべき場合において、その障害年金の基本年金額が、その者のこの法律の施行前三箇月間の平均標準報酬月額額の四倍に相当する額に満たないときは、第五十条第一項第二号の規定にかかわらず、その額に加給年金額を加算した額をその障害年金の額とする。

発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病につき、第四十七条の規定によつて別表第一に定める二級の廃疾の状態にあることによる障害年金の受給権を取得し、又はその者につき第五十二条の規定によつて廃疾の程度が別表第一に定める一級から二級に減退したことにより障害年金の額を改定すべき場合において、その障害年金の基本年金額が、その者のこの法律の施行前三箇月間の平均標準報酬月額額の四倍に相当する額に満たないときは、第五十条第一項第二号の規定にかかわらず、その額に加給年金額を加算した額をその障害年金の額とする。

(遺族年金の額の特例)

第二十一条 前条第一項又は第三項に規定する障害年金の受給権者が死亡したことによる遺族年金については、第三十四条第一項から第三項までの規定にかかわらず、その障害年金の額から加給年金額を控除した額の百分の八十に相当する額をその基本年金額とする。但し、その障害年金の受給権者が死亡した当時別表第一に定める一級の廃疾の状態にあつた場合に限る。

2 この法律の施行前に旧法による被保険者の資格を喪失した者がその資格喪失前に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病によつてその資格喪失後二年以内に死亡したことによりその者の遺族が第五十八条又は附則第十五条の規定によつて遺族年金の受給権を取得した場合における遺族年金につ

いては、その基本年金額が、その被保険者であつた者のその資格喪失の日の属する月前三箇月間の平均標準報酬月額額の四倍に相当する額に満たないときは、第三十四条第一項から第三項までの規定にかかわらず、その額をその基本年金額とする。

3 この法律の施行の際現に旧法による被保険者である者が旧法による被保険者であつた間又はこの法律の施行後引き続き第四種被保険者以外の被保険者であつた間に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病によつてその資格喪失後二年以内に死亡したことによりその者の遺族が第五十八条の規定によつて遺族年金の受給権を取得した場合における遺族年金については、その基本年金額が、その被保険者であつた者のこの法律の施行前三箇月間の平均標準報酬月額額の四倍に相当する額に満たないときは、第三十四条第一項から第三項までの規定にかかわらず、その額をその基本年金額とする。

4 この法律の施行の際現に旧法による被保険者であり、この法律の施行後引き続き第四種被保険者以外の被保険者である者が死亡したことによる遺族年金については、その基本年金額が、その被保険者のこの法律の施行前三箇月間の平均標準報酬月額額の四倍に相当する額に満たないときは、第三十四条第一項から第三項までの規定にかかわらず、その額をその基本年金額とする。

この法律の施行の際現に旧法による被保険者である者が旧法による被保険者であつた間に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病によつてその資格喪失後二年以内に死亡したことによりその者の遺族が第五十八条又は附則第十五条の規定によつて遺族年金の受給権を取得した場合における遺族年金につ

(脱退手当金の額及び受給資格年齢の特例)

第二十二條 旧法第二十四條から第二十五條ノ二までの規定によつて計算した被保険者期間が五年以上の者であつて、この法律の施行の際現に五十歳以上であるものに支給する脱退手当金の額は、第七十條の規定にかかわらず、旧法による被保険者であつた期間について従前の脱退手当金の例によつて計算した額と、この法律の施行後の第四種被保険者以外の被保険者であつた期間の平均標準報酬月額に別表第四に定める率を乗じて得た額との合算額とする。

2 前項の者がこの法律の施行後に被保険者の資格を喪失したときは、その者が五十五歳未満である場合においても、その者に第六十九條の脱退手当金を支給する。但し、同条各号の一に該当する場合は、この限りでない。

(旧法による障害年金等と脱退手当金の関係)

第二十三條 旧法による障害年金若しくは附則第十六條第一項の規定によつて従前の障害年金の例によつて支給する保険給付又は旧法による障害手当金（附則第十六條第四項の規定により支給する旧法による障害手当金を含む）の支給を受けた者については、第六十九條第三号及び第七十條第二項の規定の適用については、これらの保険給付は、この法律による障害年金又は障害手当金とみなす。

(戦時特例)

第二十四條 昭和十九年一月一日か

昭和二十年八月三十一日までの間に、鉱業法第四条に規定する事業の事業場を使用され、且つ、常時坑内作業に従事する被保険者であつた者のその期間における被保険者期間の加算については、なお従前の例による。

(被保険者の資格等に關する旧法による報告)

第二十五条 旧法による被保険者であつた期間に關して第七十五条の規定を適用する場合においては、同条第一項但書中「第二十七条の規定による届出」とあるのは、「旧法第九条の規定による報告」と読み替へるものとする。

(従前の保金料)

第二十六条 この法律の施行前の月に係る保険料の徴収については、なお従前の例による。

(従前の行為に対する罰則の適用)

第二十七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(指定共済組合の組合員)

第二十八条 旧法第七十四条の規定に基く旧厚生年金保険法施行令(昭和十六年勅令第二百五十号)第三十二条の規定によつて指定された共済組合の組合員である者に關しては、この法律の適用についても、なお従前の例による。

号中「資格ヲ取得シタル日前」を「資格ヲ取得シタル月前」に改める。

第二十一条の次に次の一条を加える。

第二十一条ノ二 被保険者ノ資格ノ取得及喪失ハ被保険者ノ確認ニ依リ其ノ効力ヲ生ズ但シ第二十条ノ規定ニ依ル被保険者ノ資格ノ喪失ハ此ノ限ニ在ラズ

被保険者又ハ被保険者タリシ者ハ何時タリトモ前項ノ規定ニ依ル確認ヲ請求スルコトヲ得

被保険者ハ前項ノ規定ニ依ル請求アリタル場合ニ於テ其ノ請求ニ係ル事実ナシト認ムルトキハ其ノ請求ヲ却下スベシ

第一項ノ確認ハ第八條ノ規定ニ依ル報告若ハ第二項ノ規定ニ依ル請求ニ依リ又ハ職權ヲ以テ之ヲ行フモノトス

第八十條第一項中「標準報酬」の上ニ「被保険者ノ資格」を加ふる。

(社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正)

第三十条 社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和二十八年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「厚生年金保険法(昭和十六年法律第六十号)第六十二条」を「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第九十号)に改める。

第三条中「厚生年金保険法第六十二条」を「厚生年金保険法第九十条」に改める。

第四条第一項中「審査の請求は、」

第三项第二号中「現ニ使用セラルル事業所」に、同条同項第三

の下に「被保険者の資格」を加へ、同条第二項中「標準報酬」の上に「被保険者の資格又は」を加ふる。

第十九条中「厚生年金保険法第六十二条」を「厚生年金保険法第六十条」に、「厚生年金保険法第六十条」を「厚生年金保険法第九十一条」に改める。

第三十二条第一項中「厚生年金保険法第六十二条第一項」を「厚生年金保険法第九十条第一項」に、同条第二項中「厚生年金保険法第六十二条第二項」を「厚生年金保険法第九十条第二項」に、同条第三項中「厚生年金保険法第六十三条」を「厚生年金保険法第九十一条」に改める。

第三十一条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第八條第六項第二号中「同法第七十四条の規定に基き厚生大臣の指定した共済組合の組合員で同法の被保険者でない者」を「同法附則第二十八条に規定する共済組合の組合員」に改める。

(国庫出納金等端数計算法の一部改正)

第三十二条 国庫出納金等端数計算法(昭和二十五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第七條第二号中「厚生年金保険法(昭和十六年法律第六十号)第十一条第五項」を「厚生年金保険法

(昭和二十九年法律第八十七條第一項)に改める。

(地方自治法の一部改正)

第三十三条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第二第二号十八中「厚生年金保険法(昭和十六年法律第六十号)」を「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第九十号)」に改める。

(地方税法の一部改正)

第三十四條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二百六十二條第三号中「厚生年金保険法(昭和十六年法律第六十号)」を「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第九十号)」に改める。

(日本専売公社法の一部改正)

第三十五條 日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第五十三條中「厚生年金保険法(昭和十六年法律第六十号)第十六條ノ二」を「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第九十号)第十二條」に改める。

(日本国有鉄道法の一部改正)

第三十六條 日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第五十九條中「厚生年金保険法(昭和十六年法律第六十号)第十六條ノ二」を「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第九十号)第十二條」に改める。

(日本電信電話公社法の一部改正)

第三十七條 日本電信電話公社法

(昭和二十七年法律第二百五十号)の一部を次のように改正する。

第八十一条中「厚生年金保険法(昭和十六年法律第六十号)第十六條ノ二」を「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第九十号)第十二條」に改める。

(住宅金融公庫法の一部改正)

第三十八條 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第四十一条中「厚生年金保険法(昭和十六年法律第六十号)第十六條ノ二」を「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第九十号)第十二條」に改める。

(私立学校教職員共済組合法の一部改正)

第三十九條 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十三項中「厚生年金保険法(昭和十六年法律第六十号)第二十四條から第二十五條ノ二までの規定の例による。」を「旧厚生年金保険法(昭和十六年法律第六十号)第二十四條から第二十五條ノ二までの規定の例による。」に改める。

附則第十五項中「厚生年金保険法」を「旧厚生年金保険法」に改める。

附則第十七項中「厚生年金保険法」を「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第九十号)」に改める。

第三十七條 日本電信電話公社法

別表第一

級	二		一	
	一五	一四	一	二
	一五	一四	一	二
	一三	一二	三	四
	一一	一〇	五	六
	九	八	七	八
	七	六	九	一〇
	五	四	一一	一二
	三	二	一三	一四
	一		一五	

両眼の視力が〇・〇二以下に減じたもの  
 両上肢の用を全く廃したものの  
 両下肢の用を全く廃したものの  
 両上肢を腕関節以上で失つたもの  
 両下肢を足関節以上で失つたもの  
 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、且つ、常時の介護を必要とする程度の障害を残すもの  
 精神に、労働することを不能ならしめ、且つ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を残すもの  
 傷病がなおらないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、且つ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するものであつて、厚生大臣が定めるもの

両眼の視力が〇・〇四以下に減じたもの  
 一眼の視力が〇・〇二以下に減じ、且つ他眼の視力が〇・〇六以下に減じたもの  
 両耳の聴力が、耳鼓に接して大声による話をしてこれを解することができない程度に減じたもの  
 咀嚼又は言語の機能を廃したものの  
 脊柱の機能に高度の障害を残すもの  
 一上肢を腕関節以上で失つたもの  
 一下肢を足関節以上で失つたもの  
 一上肢の用を全く廃したものの  
 一下肢の用を全く廃したものの  
 両上肢のすべての指の用を廃したものの  
 両下肢をリスフラン関節以上で失つたもの  
 両下肢のすべての足ゆびを失つたもの  
 前各号に掲げるものは、身体の機能に、労働が高度の制限を受けるか、又は労働に高度の制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの  
 精神に、労働することを不能ならしめる程度の障害を残すもの  
 傷病がなおらないで、身体の機能又は精神に、労働が高度の制限を受けるか、又は労働に高度の制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであつて、厚生大臣が定めるもの

級	三	
	一	二
	一	二
	三	四
	五	六
	七	八
	九	一〇
	一一	一二
	一三	一四

両眼の視力が〇・一以下に減じたもの  
 両耳の聴力が、四〇センチメートル以上では通常の話し声を解することができない程度に減じたもの  
 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの  
 脊柱の機能に著しい障害を残すもの  
 一上肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したものの  
 一下肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したものの  
 長管状骨に仮関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの  
 一上肢のおや指及びひとさし指を失つたもの又はおや指をあわせ一上肢の三指以上を失つたもの  
 おや指及びひとさし指をあわせ一上肢の四指の用を廃したものの  
 一下肢をリスフラン関節以上で失つたもの  
 両上肢のすべての足ゆびの用を廃したものの  
 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの  
 精神又は神経系統に、労働に著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの  
 傷病がなおらないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであつて、厚生大臣が定めるもの

備考

- 一 視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。
- 二 指を失つたものとは、おや指は指関節、その他の指は第一指関節以上を失つたものをいう。
- 三 指の用を廃したものは、指の末節の半分以上を失い、又は掌指関節若しくは第一指関節(おや指にあつては指関節)に著しい運動障害を残すものをいう。
- 四 足ゆびを失つたものとは、その全部を失つたものをいう。
- 五 足ゆびの用を廃したものは、第一趾は末節の半分以上、その他のゆびは末節以上を失つたもの又は趾趾関節若しくは第一趾趾関節(第一趾にあつては足趾関節)に著しい運動障害を残すものをいう。

番号	一	
	一	二
	一	二
	三	

両眼の視力が〇・六以下に減じたもの  
 一眼の視力が〇・一以下に減じたもの  
 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの

四	両眼による視野が二分の一以上欠損したもの又は両眼による視野が一度以内のもの	
五	両眼の調節機能及び輻輳機能に著しい障害を残すもの	
六	一耳の聴力が、耳鼓に接しなければ大声による話を解することができない程度に減じたもの	
七	咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの	
八	鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの	
九	脊柱の機能に障害を残すもの	
一〇	一上肢の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの	
一一	一上肢の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの	
一二	一上肢を三センチメートル以上短縮したもの	
一三	長管状骨に著しい転位変形を残すもの	
一四	一上肢の二指以上を失つたもの	
一五	一上肢のひとさし指を失つたもの	
一六	一上肢の三指以上の用を廃したもの	
一七	ひとさし指をあわせ一上肢の二指の用を廃したもの	
一八	一上肢のおや指の用を廃したもの	
一九	一上肢の第一趾又は他の四趾以上を失つたもの	
二〇	一上肢の五趾の用を廃したもの	
二一	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの	
二二	精神又は神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの	

別表第三 備考 別表第一の備考と同じ。

第一種被保険者又は第三種被保険者としての被保険者期間	率	第二種被保険者としての被保険者期間	率
六〇月以上 七二月未満	一・一	二四月以上 三六月未満	〇・六
七二月以上 八四月未満	一・三	三六月以上 四八月未満	〇・九
八四月以上 九六月未満	一・五	四八月以上 六〇月未満	一・二
九六月以上 一〇八月未満	一・八	六〇月以上 七二月未満	一・五
一〇八月以上 一二〇月未満	二・一	七二月以上 八四月未満	一・八
一二〇月以上 一三二月未満	二・四	八四月以上 九六月未満	二・一
一三二月以上 一四四月未満	二・七	九六月以上 一〇八月未満	二・四
		一〇八月以上 一二〇月未満	二・八
		一二〇月以上 一三二月未満	三・二

別表第四

第一種被保険者又は第三種被保険者としての被保険者期間	率	第二種被保険者としての被保険者期間	率
一四四月以上 一五六月未満	三・〇	一三二月以上 一四四月未満	三・六
一五六月以上 一六八月未満	三・三	一四四月以上 一五六月未満	四・〇
一六八月以上 一八〇月未満	三・六	一五六月以上 一六八月未満	四・四
一八〇月以上 一九二月未満	三・九	一六八月以上 一八〇月未満	四・八
一九二月以上 二〇四月未満	四・二	一八〇月以上 一九二月未満	五・二
二〇四月以上 二一六月未満	四・六	一九二月以上 二〇四月未満	五・七
二一六月以上 二二八月未満	五・〇	二〇四月以上 二一六月未満	六・二
二二八月以上	五・四	二一六月以上 二二八月未満	六・七
		二二八月以上	七・二

第一種被保険者又は第三種被保険者としての被保険者期間	率	第二種被保険者としての被保険者期間	率
一二月未満	〇・二	一二月未満	〇・二
一二月以上 二四月未満	〇・三	一二月以上 二四月未満	〇・四
二四月以上 三六月未満	〇・五	二四月以上 三六月未満	〇・六
三六月以上 四八月未満	〇・七	三六月以上 四八月未満	〇・九
四八月以上 六〇月未満	〇・九	四八月以上 六〇月未満	一・二
六〇月以上 七二月未満	一・一	六〇月以上 七二月未満	一・五
七二月以上 八四月未満	一・三	七二月以上 八四月未満	一・八
八四月以上 九六月未満	一・五	八四月以上 九六月未満	二・一
九六月以上 一〇八月未満	一・八	九六月以上 一〇八月未満	二・四
一〇八月以上 一二〇月未満	二・一	一〇八月以上 一二〇月未満	二・八
一二〇月以上 一三二月未満	二・四	一二〇月以上 一三二月未満	三・二
一三二月以上 一四四月未満	二・七	一三二月以上 一四四月未満	三・六
一四四月以上 一五六月未満	三・〇	一四四月以上 一五六月未満	四・〇
一五六月以上 一六八月未満	三・三	一五六月以上 一六八月未満	四・四
一六八月以上	三・六	一六八月以上	四・八

四月八日本委員会に左の事件を付託された。

- 一、消費生活協同組合法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は二月二十三日）
- 一、医業関係審議会設置法案（予備審査のための付託は三月八日）

四月八日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

- 一、厚生年金保険及び船員保険交渉法案

厚生年金保険及び船員保険交渉法案

案

法

（この法律の目的）

第一条 この法律は、被保険者の老齢又は死亡による保険給付に關して、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第 号）による被保険者であつた期間と船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による被保険者であつた期間とを通算することにより、これらの保険給付を受けることを容易ならしめ、もつて被保険者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

（被保険者期間の合算）

第二条 船員保険の被保険者又は船員保険の被保険者であつた者が、厚生年金保険の被保険者となつたときは、厚生年金保険法による老齢年金又は同法第五十八条第一号の規定による遺族年金に關しては、その者の船員保険の被保険者であつた期間は、厚生年金保険の

第三種被保険者であつた期間とみなす。但し、左の各号に掲げる期間は、この限りでない。

一 船員保険法による脱退手当金の支給を受けた場合におけるその脱退手当金の計算の基礎となつた期間

二 国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）による共済組合の組合員（以下単に「組合員」という。）たる船員保険の被保険者であつた期間

三 組合員たる船員保険の被保険者となる前の船員保険の被保険者であつた期間

2 前項の者につき厚生年金保険の被保険者期間を計算する場合においては、その者の厚生年金保険の被保険者期間と、同項の規定によつて厚生年金保険の第三種被保険者であつた期間とみなされる期間に係る船員保険の被保険者であつた期間に三分の四を乗じて得た期間とを合算するものとする。

3 船員保険法第二十条の規定による被保険者（以下「船員保険の任意継続被保険者」という。）であつたことがある者については、前二項の規定は、適用しない。但し、船員保険の任意継続被保険者であつた期間を基礎として計算された脱退手当金の支給を受けた者については、この限りでない。

第三条 厚生年金保険の被保険者又は厚生年金保険の被保険者であつた者が、船員保険の被保険者（組合員たる船員保険の被保険者を除く。）となつたときは、船員保険法による老齢年金又は同法第五十条の規定による老齢年金又は同法第五十条

第一号の規定による遺族年金に關しては、その者の厚生年金保険の第四種被保険者以外の被保険者であつた期間（厚生年金保険法附則第四条第二項の規定により第一種被保険者であつた期間、第二種被保険者であつた期間又は第三種被保険者であつた期間とみなされる期間を含む。）は、漁船（船員保険法第三十四条第一項第二号に規定する漁船を除く。）以外の船舶に乗り組んだ船員保険の被保険者であつた期間とみなし、厚生年金保険の第四種被保険者であつた期間（厚生年金保険法附則第四条第三項の規定により第四種被保険者であつた期間）は、船員保険の任意継続被保険者であつた期間とみなす。但し、厚生年金保険法による脱退手当金の支給を受けた場合におけるその脱退手当金の計算の基礎となつた期間は、この限りでない。

2 前項の者につき船員保険の被保険者であつた期間を計算する場合においては、その者の船員保険の被保険者であつた期間と、同項の規定によつて船員保険の被保険者であつた期間とみなされる期間に係る厚生年金保険の被保険者期間に四分の三を乗じて得た期間とを合算するものとする。

第四条 船員保険の任意継続被保険者であつたことがある者が、厚生年金保険の被保険者となつたときは、船員保険法による老齢年金又は同法第五十条第一号の規定による遺族年金に關しては、その者の厚生年金保険の被保険者の資格の

取得及び喪失を船員保険の被保険者の資格の取得及び喪失とみなす。但し、前条第一項の規定を準用する。

2 前条第二項の規定は、前項の者につき船員保険の被保険者であつた期間を計算する場合に準用する。

第五条 船員保険の被保険者又は船員保険の被保険者であつた者が、厚生年金保険の被保険者となり、その資格を喪失したときは、厚生年金保険の第四種被保険者の資格の取得及び喪失に關しては、その者の船員保険の被保険者であつた期間は、厚生年金保険の第三種被保険者であつた期間とみなす。但し、第二条第一項各号に掲げる期間は、この限りでない。

2 第二条第二項の規定は、前項の者につき厚生年金保険の被保険者期間を計算する場合に準用する。

第六条 厚生年金保険の被保険者又は厚生年金保険の被保険者であつた者が、船員保険の被保険者（組合員たる船員保険の被保険者を除く。）となり、その資格を喪失したときは、船員保険の任意継続被保険者の資格の取得及び喪失に關しては、その者の厚生年金保険の被保険者であつた期間（厚生年金保険法附則第四条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされる期間を含む。）のとし、厚生年金保険法による脱退手当金の支給を受けた場合におけるその脱退手当金の計算の基礎となつた期間を除く。）は、船員保険の被保険者であつた期間とみなす。

す。但し、男子であつて、船員保険の被保険者の資格を喪失した際船員保険の被保険者であつた期間が七年六箇月以上であるものについては、その者の厚生年金保険の第一種被保険者又は第四種被保険者であつた期間（厚生年金保険法附則第四条第二項又は第三項の規定によりこれらの期間とみなされる期間を含む。）は、この限りでない。

2 第三条第二項の規定は、前項の者につき船員保険の被保険者であつた期間を計算する場合に準用する。

（第四種被保険者又は任意継続被保険者の資格に關する特例）

第七条 厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した者が、厚生年金保険法第十五条第二項の期間内に船員保険の被保険者（組合員たる船員保険の被保険者を除く。）となつたときは、その者は、同法同条第一項の規定にかかわらず、厚生年金保険の第四種被保険者となることのできない。

2 厚生年金保険の第四種被保険者は、船員保険の被保険者（組合員たる船員保険の被保険者を除く。）となつたときは、その日に、厚生年金保険の被保険者の資格を喪失する。

3 船員保険の被保険者の資格を喪失した者が、船員保険法第二十条第一項の期間内に厚生年金保険の被保険者となつたときは、その者は、同法同条同項の規定にかかわらず、船員保険の任意継続被保険者となることのできない。

3 船員保険の被保険者の資格を喪失した者が、船員保険法第二十条第一項の期間内に厚生年金保険の被保険者となつたときは、その者は、同法同条同項の規定にかかわらず、船員保険の任意継続被保険者となることのできない。

3 船員保険の被保険者の資格を喪失した者が、船員保険法第二十条第一項の期間内に厚生年金保険の被保険者となつたときは、その者は、同法同条同項の規定にかかわらず、船員保険の任意継続被保険者となることのできない。

(被保険者期間の計算の特例)  
第八条 船員保険の被保険者が、その資格を喪失すべき事実があつた日に、さらに厚生年金保険の被保険者の資格を取得したときは、第二条第二項(第五条第二項において準用する場合を含む)又は第四条第二項において準用する第三条第二項の規定の適用については、船員保険法第十九条の規定にかかわらず、その日に船員保険の被保険者の資格を喪失したものとみなす。

2 厚生年金保険の被保険者が、その被保険者の資格を喪失すべき事実があつた日に、さらに船員保険の被保険者の資格を取得したときは、第三条第二項(第六条第二項において準用する場合を含む)の規定の適用については、厚生年金保険法第十四条の規定にかかわらず、その日に厚生年金保険の被保険者の資格を喪失したものとみなす。

第九条 船員保険の被保険者の資格を取得した月にその資格を喪失し、その月にさらに厚生年金保険の被保険者の資格を取得したときは、第二条第二項(第五条第二項において準用する場合を含む)又は第四条第二項において準用する第三条第二項の規定の適用については、船員保険法第二十二條第二項の規定にかかわらず、その月は、船員保険の被保険者であつた期間に算入しない。

2 厚生年金保険の被保険者の資格を取得した月にその資格を喪失し、その月にさらに船員保険の被

保険者の資格を取得したときは、第三条第二項(第六条第二項において準用する場合を含む)の規定の適用については、厚生年金保険法第十九条本文の規定にかかわらず、その月は、厚生年金保険の被保険者期間に算入しない。(標準報酬月額)

第十条 第二条第一項の規定により船員保険の被保険者であつた期間を厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなす場合においては、その船員保険の被保険者であつた期間の各月の船員保険法による標準報酬月額を、それぞれその期間の各月の厚生年金保険法による標準報酬月額とみなす。

2 第三条第一項又は第四条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間を船員保険の被保険者であつた期間とみなす場合においては、その厚生年金保険の被保険者であつた期間の各月の厚生年金保険法による標準報酬月額を、それぞれその期間の各月の船員保険法による標準報酬月額とみなす。

第十一条 第三条第一項又は第四条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間が船員保険の被保険者であつた期間とみなされる者については、船員保険法第三十四條中「五十五歳」とあるのは、「六十歳」と読み替へるものとする。但し、左の各号に掲げる者については、この限りでない。  
一 厚生年金保険の第一種被保険

者又は第四種被保険者であつた期間を計算に入れないうで、船員保険の被保険者であつた期間が十五年以上である男子

二 厚生年金保険の第一種被保険者又は第四種被保険者であつた期間を計算に入れないうで、三十五歳に達した後の船員保険の被保険者であつた期間が十一年三箇月以上(そのうち、七年六箇月以上は、船員保険の任意継続被保険者であつた期間以外の期間でなければならぬ)である男子

三 女子  
2 第三条第一項又は第四条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間が船員保険の被保険者であつた期間とみなされる者については、船員保険法第三十四條第一項第三号中「三十五歳」とあるのは、「四十歳」と読み替へるものとする。但し、前項第二号又は第三号に掲げる者については、この限りでない。

3 第三条第一項又は第四条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間が船員保険の被保険者であつた期間とみなされる者であつて、左の各号の一に該当するものは、船員保険法第三十四條第一項第三号の規定の適用については、四十歳(第二号に該当する者については、三十五歳)に達した後の同法第十七條の規定による被保険者であつた期間が七年六箇月以上であるものとみなす。  
一 四十歳に達した後の厚生年金保険の第一種被保険者又は第三

種被保険者としての被保険者期間が七年六箇月以上である者

二 三十五歳に達した後の厚生年金保険の第二種被保険者としての被保険者期間が七年六箇月以上である者  
(船員保険法による老齢年金の特例)

第十二条 第三条第一項又は第四条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間が船員保険の被保険者であつた期間とみなされる者に対する船員保険法による老齢年金の額は、同法第三十五條の規定にかかわらず、左の各号に掲げる額を合算した額とする。  
一 厚生年金保険法による基本年金に相当する額  
二 厚生年金保険の被保険者であつた期間を除外して船員保険法第三十五條の規定により計算した額から、一万八千円を控除した額

2 前項第一号に規定する厚生年金保険法による基本年金額を計算する場合においては、同法第三十四條第二項の規定は、適用しない。  
第十三条 船員保険の任意継続被保険者であつた者であつて、船員保険法第二十一條第二号の規定に該当するに至る前に、第三条第一項又は第四条第一項の規定により厚生年金保険の第一種被保険者又は第四種被保険者であつた期間が船員保険の被保険者であつた期間とみなされるため、船員保険法第三十四條第一項第一号又は第三号に規定する期間を満たすに至つたにもかかわらず、同法第二十一條第

二号の規定に該当するに至るまで船員保険の任意継続被保険者であつたものに支給する同法による老齢年金の額は、その者が六十歳に達するまでの間は、前条の規定にかかわらず、船員保険の被保険者であつた期間とみなされる厚生年金保険の第一種被保険者又は第四種被保険者であつた期間を除外して船員保険法第三十五條の規定により計算した額とする。

(老齢年金の失権)  
第十四条 厚生年金保険法による老齢年金の受給権は、受給権者が船員保険の被保険者の資格を取得したときは、消滅する。但し、組合員たる船員保険の被保険者の資格を取得したときは、この限りでない。

第十五条 船員保険法による老齢年金の受給権は、受給権者が厚生年金保険の被保険者の資格を取得したときは、消滅する。但し、同法第三十四條第一項第二号に該当する者に支給する老齢年金の受給権は、この限りでない。  
第十六条 船員保険法第三十四條第二号に該当する者に支給する老齢年金の受給権は、受給権者が厚生年金保険法による老齢年金の受給権を取得したときは、消滅する。  
3 厚生年金保険法第三十九條の規定は、前項の場合に準用する。  
(老齢年金の支給停止)

第十六条 船員保険法第三十四條第一項第二号に該当する者に支給する老齢年金は、受給権者が厚生年金保険の被保険者である間は、その支給を停止する。



者であつた期間を除外して計算し  
た遺族年金を支給する。

2 厚生年金保険法第三十九条の規  
定は、前項の場合に準用する。

(遺族年金の額の特例)

第二十六条 第三項第一項又は第四  
条第一項の規定により厚生年金保  
険の被保険者であつた期間が船員  
保険の被保険者であつた期間と  
みなされる者が死亡した場合にお  
いて、その者が死亡前に厚生年金  
保険法第四十二條第一項第二号又  
は第三号に規定する被保険者期間  
を満たしていたときは、その者の  
遺族に支給する遺族年金の額は、船  
員保険法第五十條ノ二第一項第一  
号の規定にかかわらず、一万八千円  
に平均標準報酬月額額の千分の五に  
相当する額に二百四十を乗じて得  
た額を加算した額の百分の五十に  
相当する額とする。但し、その者が  
死亡前に船員保険法第三十四條第  
一項第一号に規定する期間を満た  
していたときは、この限りでない。

(厚生年金保険法による遺族年金  
と船員保険法による遺族年金等と  
の調整)

第二十七条 厚生年金保険の被保険  
者若しくは厚生年金保険の被保険  
者であつた者が船員保険の被保険  
者となつた後に死亡し、又は船員  
保険の被保険者若しくは船員保  
険の被保険者であつた者が厚生  
年金保険の被保険者となつた後  
に死亡した場合において、その  
者の遺族が、同時に、厚生年金  
保険法による遺族年金及び船員  
保険法による遺族年金、かん夫年  
金若しくは遺児年金を受けること

ができるとき、又は厚生年金保険  
法第五十八條第二号、第三号若し  
くは第四号の規定による遺族年金  
及び船員保険法第五十條第一号の  
規定による遺族年金を受けること  
ができるときは、その遺族には、  
左の區別によつて、その一を支給  
し、他を支給しない。

一 年金の額が異なるときは、高  
額の年金

二 年金の額が同じであるとき  
は、死亡した者が最後に被保険  
者であつた保険の年金

2 第二十条第二項の規定は、前項  
の規定により年金の額を比較する  
場合に準用する。この場合におい  
て、同条同項中「老齢年金又は  
障害年金」とあるのは、「遺族年  
金、寡婦年金、かん夫年金又は遺  
児年金」と、「加給金」とあるのは  
「加給金又は増額金」と読み替へる  
ものとする。

3 第三條第一項又は第四條第一項  
の規定により厚生年金保険の被保  
険者であつた期間が船員保険の被  
保険者であつた期間とみなされる者  
が死亡した場合において、その者  
の遺族が船員保険法第五十條第一  
号の規定による遺族年金を受ける  
ことができるときは、その遺族に  
は、同法による寡婦年金、かん夫  
年金又は遺児年金を支給しない。

(脱退手当金の調整)

第二十八條 第二條第一項の規定に  
より船員保険の被保険者であつた  
期間が厚生年金保険の被保険者で  
あつた期間とみなされ、又は第三  
條第一項若しくは第四條第一項の  
規定により厚生年金保険の被保険

者であつた期間が船員保険の被保  
険者であつた期間とみなされる者  
であつて、厚生年金保険法第四十  
二條第一項各号のいずれかに規定  
する被保険者期間又は船員保険法  
第三十四條第一項第一号若しくは  
第三号に規定する期間を満たした  
ものに對しては、厚生年金保険法  
又は船員保険法による脱退手当金  
は、支給しない。

第二十九條 厚生年金保険法による  
脱退手当金の受給権者が船員保険  
の被保険者(組合員たる船員保険  
の被保険者を除く)となつたとき  
き、又は船員保険法による脱退手当  
金の受給権者が厚生年金保険の被  
保険者となつたときは、その被保  
険者である間は、当該脱退手当金  
を支給せず、その受給権者が船員  
保険法第三十四條第一項第一号若  
しくは第三号に規定する期間又は  
厚生年金保険法第四十二條第一項  
各号のいずれかに規定する被保険  
者期間を満たすに至つたときは、  
当該脱退手当金の受給権は、消滅  
する。

2 前項の規定により脱退手当金を  
支給しない間は、当該脱退手当金  
の受給権の消滅時効は、その進行  
を停止する。

(保険給付費の負担の特例)

第三十條 第二條から第四條までの  
規定により合算された厚生年金保  
険の被保険者期間及び船員保険の  
被保険者であつた期間に基く厚生  
年金保険法又は船員保険法による  
保険給付については、当該保険給  
付に要する費用は、政令の定める  
ところにより、厚生保険特別会計

及び船員保険特別会計において負  
担する。

(国庫負担の特例)

第三十一條 第三條第一項又は第四  
條第一項の規定により厚生年金保  
険の第三種被保険者以外の被保険  
者であつた期間が船員保険の被保  
険者であつた期間とみなされる者  
に關する船員保険法による老齢年  
金及び同法第五十條第一号の規定  
による遺族年金に要する費用につ  
いて国庫が負担する額は、同法第  
五十八條第一項の規定にかかわら  
ず、保険給付に要する費用の百分  
の二十に相当する額から、保険給  
付に要する費用の百分の五に相当  
する額に第一号に掲げる額の同号  
から第三号までに掲げる額の合算  
額に對する割合を乗じて得た額を  
控除した額とする。

一 厚生年金保険の第三種被保險  
者以外の被保険者であつた期間  
の厚生年金保険法による平均標  
準報酬月額に厚生年金保険の第  
三種被保險者以外の被保險者と  
しての被保險者期間の月数を乗  
じて得た額

二 厚生年金保険の第三種被保險  
者であつた期間の厚生年金保險  
法による平均標準報酬月額に厚  
生年金保險の第三種被保險者と  
しての被保險者期間の月数を乗  
じて得た額

三 船員保險の被保險者であつた  
期間とみなされる厚生年金保險  
の被保險者であつた期間を計算  
に入れないうで、船員保險法によ  
る平均標準報酬月額に船員保險

の被保險者であつた期間の月数  
を乗じて得た額

(船員保險の積立金の移換の特例)

第三十二條 第二條第一項の規定に  
より船員保險の被保險者であつた  
期間が厚生年金保險の被保險者で  
あつた期間とみなされ、又は第三  
條第一項若しくは第四條第一項の  
規定により厚生年金保險の被保險  
者であつた期間が船員保險の被保  
険者であつた期間とみなされる者  
が組合員たる船員保險の被保險者  
となつた場合において、その者が  
組合員たる船員保險の被保險者と  
なる前に厚生年金保險法第四十二  
條第一項各号のいずれかに規定  
する被保險者期間又は船員保險法  
第三十四條第一項第一号若しくは  
第三号に規定する期間を満たして  
いるときは、船員保險法第十五條  
ノ四の規定は、適用しない。

附則

1 この法律は、昭和二十九年五月  
一日から施行する。

2 第二條から第六條まで、第八條  
及び第九條の規定は、この法律の  
施行の際現に厚生年金保險又は船  
員保險の被保險者である者につい  
ては、この法律の施行前に生じた  
事項に關しても、適用する。

3 この法律の適用については、厚  
生年金保險法附前第十六條第一項  
の規定により旧厚生年金保險法  
(昭和十六年法律第六十号)による  
障害年金の例によつて支給する保  
險給付又は同條第四項の規定によ  
り支給する旧厚生年金保險法によ  
る脱退手当金は、それぞれ厚生年  
金保險法による障害年金又は脱退

手当金とみなし、船員保険法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第 号）附前第七条の規定により従前の養老年金の例によつて支給する保険給付又は同法附前第十七条の規定により従前の例によつて支給する脱退手当金は、それぞれ船員保険法による老齢年金又は脱退手当金とみなす。

4 この法律の施行の際現に厚生年金保険の被保険者であつて船員保険法による養老年金の受給権を有する者又はこの法律の施行の際現に船員保険の被保険者であつて旧厚生年金保険法による養老年金の受給権を有する者が、厚生年金保険又は船員保険の被保険者の資格を喪失したときは、その者は、船員保険法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第 号）附前第七条の規定により従前の養老年金の例によつて支給する保険給付又は厚生年金保険法附則第十一条第一項の規定により支給する老齢年金の受給権を失う。

5 第二十条の規定は、この法律の施行の際現に船員保険法による養老年金及び旧厚生年金保険法による障害年金の受給権を有する者については、適用しない。

6 厚生年金保険法附則第九条の規定は、この法律の施行前に船員保険の被保険者であつた者について、船員保険法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第 号）附則第十二条第一項の規定は、厚生年金保険法附則第四条第二項の規定により第三種被保険者であつた期間とみなされる期間がある者

について、それぞれ準用する。

7 厚生年金保険法附則第九条第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定により同法第四十二条第一項第一号中「六十歳」とあるのが「五十五歳」、「五十六歳」、「五十七歳」、「五十八歳」又は「五十九歳」と読み替えられる者については、この法律の第十一条第一項及び第十三条中「六十歳」とあるのも、同じように読み替へるものとする。但し、船員保険法第三十四条第一項第一号に規定する期間を満たした者に限る。

8 船員保険法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第 号）附則第七条の規定により従前の養老年金の例によつて支給する保険給付を受ける権利を有する者については、厚生年金保険法第四十二条第一項第一号中「五十五歳」とあるのは、「五十歳」と読み替へるものとする。

9 船員保険法中改正法律（昭和二十年法律第二十四号）附則第二十条第二項又は船員保険法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第百三十三号）附則第三条の規定により加算された期間がある者は、この法律の適用については、船員保険の任意継続被保険者であつたことがある者とみなす。但し、その期間を基礎として計算された脱退手当金の支給を受けた者は、この限りでない。

10 厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）の一部を次のように改正する。

第五条中「一般会計ヨリノ受入金、積立金ヨリ生ズル収入及」を

「一般会計及船員保険特別会計ヨリノ受入金、積立金ヨリ生ズル収入並ニ」に、「並ニ同事業ノ福祉施設費又ハ営繕費ニ充ツル為ノ業務勘定ヘノ繰入金」を、「同事業ノ福祉施設費又ハ営繕費に充ツル為ノ業務勘定ヘノ繰入金及船員保険特別会計ヘノ繰入金」に改める。

11 船員保険特別会計法（昭和二十二年法律第二百三十六号）の一部を次のように改正する。  
第三条中「一般会計」を「一般会計及び厚生保険特別会計年金額勘定」に、「及び附属雑収入」を「並びに附属雑収入」に改め、「保険給付費」の下に、「厚生保険特別会計年金額勘定ヘノ繰入金」を加える。

12 国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。  
第八十二条第二号中「船員として」の上に「その者が組合員とならなかつたならば」を加え、同条に次の一項を加える。  
2 前項に規定する場合の外、船員たる組合員若しくは船員たる者の遺族に対する給付は、組合員若しくは組合員であつた者又はこれらの者の遺族として受けべき給付と、その者が組合員とならなかつたならば、船員保険の被保険者若しくは被保険者であつた者又はこれらの者の遺族として受けべき給付（失業に関する給付を除く。）とのうち、これら

の者に有利ないずれか一つを支給するものとする。

第八十三条を次のように改める。  
第八十三条 厚生年金保険及び船員保険交渉法（昭和二十九年法律第 号）第二条から第四条までの規定により厚生年金保険又は船員保険の老齢年金の受給資格期間を満たした者が、船員たる組合員となつたときは、船員たる組合員でない船員保険の被保険者であつた期間は、これを船員保険の被保険者でなかつたものとみなして、前条の規定を適用する。

第八十三条の二中「船員たる組合員」を「船員たる組合員若しくは船員たる組合員であつた者又はこれらの者の遺族」に改める。  
第九十六条の三中「第八十二条」を「第八十二条第一項」に、「同条」を「同条同項」に改める。